

(可認省信遞日六月五年五十二治明)

REVUE  
DE LA  
PÉNITENTIAIRE DU JAPON

每月壹圓發行

# 大日本監獄雜誌

第五拾號

明治廿五年七月發兌

## 監獄教誨と題する書籍 發行に付原稿募集摘要

一今回紙趣意書に據り監獄教誨と題する書籍を發行せんとするに付全國監獄の教誨師及び其他の有志者より原稿を募集せんとす希くは左の各項御心得の上寄贈あらんことを望む

一本書は修身の佛敎主義を執るものとす

一本書は在監人をして看讀せしめんとする目的なれば勉めて平易且つ同情に適切なるを要す

一本書は文体の一樣ならざるを却て善しとすれば文体は起草者の隨意たるべきとす

一本書は雜誌の如く一篇の文章を二輯に分つ様の掲載方は都て爲さるゆへ字句金玉の如くなるも長文章にては本書に載せるおとを得ず一篇の文章は長くも一千五百言を限りとす

一原稿寄贈の諸君は職名姓名等を詳記せられたきとす

一來る七月十五日までに接手したる原稿は第壹輯に掲載するものとす

一寄贈の原稿にして掲載の前後拾捨添削等は都て編輯人の意見に一任せらるゝとす

一寄贈の原稿にして本書に掲載したる向へは監獄教誨數部答禮として呈上するものとす

一本書は毎月一回發行するものとす

一本書は定價參錢より五錢までの豫定なるものとす

一本書は主義弘布の爲め或る有力者の保護に依り十二ヶ月間を一期とする内規にて發行するものなれば收支の償ふと否とに拘はらず一期間は必ず繼續發行するものとす

## 大日本監獄教誨師通信所

(明治廿五年五月六日逓信省認可)

大日本監獄雜誌	
定價表	廣告料
一册 ● 金七錢	十行以下 六錢
半年分(六册) ● 金四十二錢	十一行以上 五錢五厘
一年分(十二册) ● 金八十四錢	廿一行以上 五錢
全國無送送料	廿一行以上 五錢
	但交換廣告ハ一切謝絶ス

發行兼編輯者 佐野 尚  
印刷者 寺井宗平  
印刷所 東京並木活版所

明治廿五年六月二十日發刊

發行所 東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地 大日本監獄協會事務所

賣捌所 東京市淺草區黑船町廿八番地 東京並木活版所書店

東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地 臨池書院

其外各書店

國家司法官博金博士のタルケル氏像



大日本監獄雜誌第四十九號目次

官報	件	一
論說	南海分房居士寄稿	一
○監獄の弊習	法學士石田氏幹	一
○假出獄制度(承前)	佐野	六
○桑地本願寺監獄教誨師會同の席に於ける演説	佐野	六
問答	件	八
○獄事金言	件	一〇
○七譯	件	一〇
○露國萬國監獄會議決議	陸軍教授野村泰亨譯	一〇
○犯人の生理	陸軍教授野村泰亨譯	一一
○六譯	件	一四
○錄	件	一四
○獨逸聯邦監獄經營議談(承前)	○獄事上の難問題	在監人の茶
○成護吏の喫煙	○假出獄停止報告	○刑法の再犯
○監獄の再犯	○今日の如き日	○内地に於ける假出獄を許されんことを望む
○假留監に在る徒刑囚は	○書物なり	○屏禁處罰中の作業を禁せんことを望む
○外國人の食物購求は成	○意へく監獄には小監獄を望む	○長期囚の衣類は賣却して其放免時の衣類を再調査に充てしむべし
○各監獄の統計表は其調製方を一定にせんことを望む	○説	件
○獄事懇親會の席上に於ける白根内務次官閣下の演説筆記	○監獄官懇親會席上に於ける廣瀬秋田縣知事演説	件
○寄書	件	二八
○一評	件	二八
○假出獄停止に就きて	○大日本監獄雜誌第四十七號寄書欄内産堂主人の第一回に答ふ	件
○通	件	三三
○精對證書授與	○刑事人類學萬國會議	○支那工業主務の會議
○東北典獄會議	○ゼンバツハ氏講義録の再版	○看守部長
○教誨證書	○監獄教誨學提議草案	件
○小	件	三三
○獄事小説佛老爺	件	三三
○獄事彙報	件	三三
○三	件	三三
○十	件	三三
○廣	件	三三

大日本監獄雜誌第五十號目次

官報	件	一
論說	北米合衆國監獄制度の發達に就て	法學士石田氏幹
○監獄の弊習	加地鈞太郎	三
○監獄教誨師會同の席に於ける演説	佐野	六
問答	件	八
○新法令問答	件	一〇
○獄事金言	件	一〇
○六譯	件	一四
○錄	件	一四
○犯人の生理(前號の續き)	陸軍教授野村泰亨譯	一四
○歐米監獄沿革史(承前)	在文科大學神谷四郎譯	一七
○五譯	件	一八
○獨逸聯邦監獄經營議談(承前)	○政府は監獄を實行せられんことを望む	○刑罰學者の監獄改良に冷淡なるを怪しむ
○囚人勞作の價值にあらざる	○説	件
○批	件	二四
○一評	件	二四
○理囚果して感化し能はざる乎	○在監人の懲罰に關する答議を讀む	○給與工錢論
○通	件	三三
○三池集治監并九州沖繩各縣獄事會	○英國ホルド協會年報寄贈	○獄務會議
○教誨證書授與	○看守教習	○府縣監獄費國庫支拂論
○政治問題	○在監人の種痘	○東北各縣典獄長會議
○九州各縣并三池集治監獄教誨師會議	件	三五
○廣	件	三五

茲に掲ぐる肖像は、李國司法省大參事官博士フオン、スタルケ氏なり。氏は當時獨國に於て監獄學の泰斗として彼の故ホルツェンドルフ氏及クローチ氏と併ひ稱せらるゝ大家にして數々列國監獄會議の李國委員として出席し、高名を博したる人なり。氏年齢七十に近きも尙ほ矍鑠として司法の要職に當り、傍ら伯林の出獄人保護會社長等の職を擔任す。氏の監獄に關する著書多き中に最も有益なるものは白耳義監獄論と題する書にして、李國監獄改良の一大材料となりたるものなり。と云ふ氏は既に我國の當路者に多くの知己を有せり。殊に今回清浦奎吾君の彼地に遊はるゝや、屢々氏を訪ひて毎に氏と議論を上下し、頗る思ひき談話ありたるや、聞く因て同君と共に彼地に赴かれたる加地鈔太郎氏に請ひ得て、茲に此肖像を掲ぐるまゝはなしぬ。蓋し司法省には氏の如き大家あり、内務省にはクローチ氏の如き名士あり、實に羨望に堪へず。尙ほ次回にはクローチ氏の肖像を掲ぐべし。

# 大日本監獄雜誌第五十號

明治廿五年  
七月

## 官報

### ●訓令

內務省訓令第十號

警視廳 府縣東京府沖繩  
假留監 府縣東京府沖繩

明治十七年七月當省乙第三十號達聯合地方區分中東京假留監聯合地方群馬栃木ノ二縣ヲ宮城假留監聯合地方ニ改

明治廿五年六月十六日 內務大臣 伯爵松方正義

內務省訓令第十號參照

今般各假留監設置セラレ候ニ付徒刑及ヒ禁獄ノ刑ニ處セラレタル囚徒送致方及ヒ聯合地方ノ區分左ノ通相定候條此旨相達候事  
(下略)

內務省訓令第十二號

廳 府 縣

集治監 假留監  
臨時橫濱築港局

明治二十三年當省訓令第十號第一項中典獄ノ下ヘ「臨時橫濱築港局ハ局長」ノ十字ヲ挿入ス

明治廿五年六月三十日 內務大臣 伯爵松方正義

內務省訓令第十二號參照

第一項 內務省訓令第十號(明治二十三年三月十三日抄錄)

一會計規則第九十六條ノ部局長ハ警視廳ハ總監北海道廳ハ長官府縣ハ知事集治監假留監ハ典獄ヲ以テス但島廳ハ島司北海道集治監北海道廳監獄署ハ典獄北海道集治監分監ハ分監長札幌農學校ハ學校長北海道廳郡區役所ハ郡區長ヲ以テ部局長ノ代理官ト爲スコトヲ得

### ●辭令

內務省警保局長 小松原 英太郎  
內務省參事官 都 筑 馨 六  
(各通) 內務大臣秘書官 佐 藤 隼 吉

監獄評議委員ヲ命ス  
●職務會 愛知長野大分三縣ニ於ケル職務會ノ景況左ノ如シ

愛知縣監獄署ニ於テハ監獄書記看守長及各監獄支署長ヲ召集シ去ル十八日ヨリ司獄官會議ヲ開キ治獄上緊要ノ事項ヲ審議シ同二十日閉會○長野縣ニ於テハ各監獄支署長ヲ召集シ去ル十五日ヨリ會議ヲ開キ職務上緊要ノ事項ヲ議了シ同十七日閉會○大分縣ニ於テハ去ル二十日ヨリ三池集治監並ニ九州神繩各縣典獄會合シ獄事ニ關スル數件ヲ議シ同二十四日議了閉會セリ(明治廿五年官報)  
●看守採用試驗規則 熊本縣ニ於テハ看守採用試驗規則ハ昨二十四年十一月告示第百十一號巡查採用試驗規則ヲ適用スル旨此程告示セリ

非職を命せらる  
 兵庫縣監獄書記 磯谷 彌吉君  
 全 看守長 三浦 次之吉君  
 茨城縣監獄書記兼看守長に任し九級俸を給與せられ監獄  
 下妻支署長を命せらる  
 茨城縣看守長兼監獄書記 安宅 九郎君  
 九級俸を給與せらる  
 岐阜縣看守長 中村 巖次郎君  
 全 朽木縣看守長 高田 眞清君  
 全 朽木縣監獄書記 海老澤 義彰君  
 願に依て教誨師を免せらる  
 朽木縣監獄教誨師 相馬 辰之助君  
 職務格別勉勵に付慰勞として金五圓を給與せられ願に依  
 て本職を免せらる  
 佐賀縣監獄教誨師 志摩田 誠諦君  
 佐賀縣監獄署教誨師に任せられ月俸拾四圓給與せらる  
 有馬 清信君  
 北海道德看守長に兼任、六級俸を給與せられ監獄署守警  
 課長を命せらる  
 根室監獄支署長北  
 北海道監獄書記 古野 嵩史君  
 八級俸を給與せられ監獄署根室支署長を命せらる  
 北海道監獄書記 片岡 義道君  
 監獄書記に兼任監獄署福山支署長を命せらる  
 北海道警部 松山 爲治君  
 守警課長心得を命せられ秋田縣へ出向を命せらる

長野縣看守長兼監獄書記 君島 舊治君  
 六級俸を給與せられ庶務課長を命せらる  
 長野縣監獄書記 坪井 直彦君  
 九級俸を給與せらる  
 長野縣監獄書記 堀井 敬之助君  
 看守長に兼任、六級俸を給與せられ守警課長兼務を命せ  
 らる  
 長野縣監獄書記 坪井 直彦君  
 長野縣看守長に任せられ十級俸給與、守警課勤務を命せ  
 らる  
 看守 小原 勇次郎君  
 ●看守部長  
 看守部長を命せらる 兵庫縣看守署副支  
 全 濱田 民次郎君  
 全 池田 末吉君  
 全 山本 樹君  
 全 三澤 三七君  
 全 村上 榮造君  
 全 室谷 時期君  
 全 岩崎 房次郎君  
 全 吉松 利實君  
 全 宇津江 清一君  
 全 大山 良吉君  
 全 中村 榮四郎君  
 全 小笠原 正久君

看守部長を命せらる  
 岐阜縣看守署副支  
 全 小田 慧一君  
 大垣支署副支 萩原 友徳君

論說

北米合衆國監獄制度の發達に就て

法學士 石田 氏 幹

本題に入るの前數問題の余が胸裡に横はるあり故に余は  
 先つ此等數箇の問題を研究して後本題に入るへし  
 監獄制度の發達に就て所思を陳述するに監獄とは如何  
 なるものなるやを研究するを必要と認めれども古來監獄  
 に關したる充分なる定説を見ざるは余の甚だ遺憾とする  
 所なり然れども其定説を見ざるは古來監獄に關し深く研  
 究したる者の少きか爲にして反て余輩には研究の勇氣を  
 與るものなり其は兎に角余は監獄とは直接に第二生存を  
 維持するものにして間接に第一生存を謀るものなりとの  
 説明を以て満足せんとす  
 夫れ人の此世に在るや二箇の自然的生存を要す即ち動物  
 的生存及び社會的生存是なり然らば此二箇の生存は如何  
 なるものなるやと云ふに動物的生存とは生理的生存にし  
 て一箇人として此世に生存するを云ふ社會的生存とは精  
 神的生存にして一の集合体として此世に生存するを云ふ  
 動物的即ち生理的生存を謀るに於ては自ら已を利し他を  
 害するの結果を免れず精神的即ち社會的生存を謀るに於

ては自ら已を損し他を益するの結果を生ぜざるへかたず  
 然れども此精神的即ち社會的生存なりと雖も間接には己  
 を利するなり己を益するなり何を以て然る乎と云ふに人  
 各々己を損し他を益するの結果を生ぜば獨り己を利せざ  
 らんと欲するも得へかざされはなり是を以て動物的即ち  
 生理的生存とは第一又は卑近利己的生存と云ふ精神的即  
 ち社會的生存とは第二又は高遠利己的生存と云ふ  
 然らば此二箇の生存は如何なる故に必要なるやと云ふに  
 人にして若し第一生存を謀らざれば此世に生存するもど  
 能はざるへし何となれば人の此世に在るや己を利し己を  
 益する能はされは自立自存の理毫も之れなきは亦多言を  
 俟たされはなり又人にして若し第二生存を慮らざれば此  
 世に生存するもど能はざるへし何となれば人の此世に在  
 るや己を損し他を益する能はされは他も亦己を損し其他  
 を益する能はすして獨り自立自存せんと欲するも能はさ  
 るへければなり之を要するに此二箇の生存たるは一は一箇  
 人の自立に必要にして一は集合体的共立に必要なるもど  
 亦多言を要せざるなり  
 此の如く人生には二箇の生存ありて共に必要なるものな  
 れども第一生存即ち生理的生存あるにあらずれば第二生  
 存即ち精神的生存は爲し能はざるへし何となれば自ら生  
 存せずして他を益するもどは到底爲し能はざるや斷々乎  
 として明かなればなり唯其れ第一即ち生理的生存に必  
 要なる爲に第二即ち精神的生存を要する所以なるのみ此

の故に人生には二箇の生存を要するものなれども其要は唯直接又は間接に一個人的生存を謀るに外ならずるものなり

之を歴史に徴するに歴史も亦明かに其事實を証明せり太古に於ては第一即ち生理的生存ありて第二即ち精神的生存なしと謂ふへし是を以て他を犯すの行爲を檢束するの規約なく弱者の肉は強者の食となり従つて第一生存も維持するまど能はざるの有様なりし降りて中古に於ては第一生存の外第二生存の必要を認めたりと雖も未だ以て充分なりと謂ふを得ず従つて第一生存も漸く維持することを得るの有様なりし然るに今世に於ては第一生存と共に第二生存をも必要と認め他を犯すの行爲を檢束するの規約を設け弱者の權利を保護し以て大に直接又は間接に第一生存の基礎を鞏固にするの傾きをなすに至れり

翻りて監獄如何を顧みれば監獄は第二生存即ち社會的生存を抗撃する犯罪人を懲戒し以て直接に第二生存を維持し其結果として間接に第一生存即ち一個人的生存を謀るものなれば余か前に監獄とは直接に第二生存を維持するものにして間接に第一生存を謀るものなりとの説明を以て満足せんとするは蓋し是か爲なるのみ

次に研究すべきは監獄の發達と社會の發達との關係是なり上述の如く太古に於ては第一生存即ち一個人的生存の思想は過分に發達せりと雖も第二生存即ち社會的生存の思想は毫も發達せざりし降りて中世に於ては第一生

存の外第二生存の必要を認めたりと雖も未だ其思想充分に發達せざりし然るに今世に於ては第一生存の思想と第二生存の思想と共に大に發達して直接又は間接に第一生存の基礎を鞏固にし社會的生存を謀ると同時に益々一個人的生存を謀るまどはなれり

然らば則ち社會的生存の思想の發達は何に依て之を認むる乎と云ふに余は道徳及び法律に依て之を認め得へしと思考するなり夫れ道徳は社會的生存を維持する無形の勢力にして法律は社會的生存を維持する外形の勢力なり道徳は主として内意に關するものにして法律に主として外行に關するものなり此と同様に道徳を破戒する不道徳は内に匿れて顯れず法律に背反する犯罪は外に顯れて匿れず不道徳は其程度を知るまど困難にして犯罪は其程度を測るまど容易なり不道徳は道徳家の取締る所のものにして犯罪は國家の取締る所のものなり道徳家は行爲の如何なるやを問はずして唯其意志の善なりや惡なるやを見る國家は其意志の如何なるやを問はざるにあらざれども主として其行爲の適法なりや否やを見る道徳家は無形的に其非意を責め國家は有形的に其惡爲を罰す悔悟は無形的の懲戒にして刑罰は有形的の奇責なり

此の二者の間上述の如く内外の區別ありと雖も共に社會的生存を維持するの道具たる以上は此二者の發達は社會的生存の思想の發達を卜するに充分なりと余は思考せざるを得ず其社會の發達と監獄との關係の如きに至ては又

此より類推し得へきものと思考せざるなり(未完)

犯罪豫防策

加地 鈞 太郎 東京

夫れ人智日に進み民度月に高まり、社會の生活、人間の需用錯雜頻多に赴くと共に、貧富の度愈懸隔し、富者は益富み貧者は益貧しきは時の古今を問はず、洋の東西を論せず、社會自然の狀勢にして彼の共產主義若くは社會主義の實行を見ざる以上は亦如何ともすべからざる所なり、隨て法を破り罪を犯し吾人の生命を害し財産を危ふするの徒日一日より多きを加ふるは如何なる開明國と雖も免るゝ能はざる現象なり、豈長歎息に勝ゆへけんや、佛國オーソングヰル氏嘗て謂はすや、「犯罪は文明の足跡を逐ふ」と至言と謂ふへし、さればどて是れ社會の狀態なり、文明の隨伴物なり、人力の得て防遏すへきにあらそとして徒に袖手傍觀して自然の成行に放任し置くか如きは決して志士仁人の忍ひざる所なり、況んや刑律の道を説き監獄の制を講する者に在ては正心誠意之か豫防の方策を考究する所なくして可ならんや

病の發するや醫藥以て之を治すへし、然れども病根を全治して一點の餘毒を遺さざるもの良醫と雖も太た難んずる所なり、故に醫家は必ず平生の衛生法を説き以て病を未萌に防かしむ、犯罪の起るや刑罰以て之を制すへし然れども邪心を全掃して重ねて罪に陥らしめざるもの其れ

難い故に監獄改良家は必ず平生の豫防法を講せざるへからず然るを犯罪の増加は天下の趨勢なりとして之か豫防の道を究めず犯罪者生じて初めて刑と獄とを以て之に加へんとせ豈亦遅かすや、恰も病は天命なりとして衛生法に注意せず一朝病に襲れて初めて醫者よ薬よと叫ぶと何ぞ其れ擇はんや、故に余輩は監獄制度の改良を熱心に希望すると共に官民舉て犯罪の豫防策を講せんまどを希望して堪へざるものなり疾病の醫療を必要とすると共に平生の衛生法に注意せんまどを希望して止まざるものなり

犯罪の豫防は從來識者か心を勞し思を焦して随分研究したる所否な研究しつゝある所なれば余輩の如き劣學非才の能く企及ふ所ならんや然るを敢て卑見を陳へて大方の教示を仰くものは監獄改良と共に重要な問題にして宜しく世人の注意すへきものなりと信すればなり

抑も犯罪豫防の事たる國家と社會と相共に携帶して之か方策を連らざるへからず然れども國家は其職權に區域あり明りに百事に干渉すへかざるの義務を有す故に國家は其權限内に於て爲し得へきまどは之を行ふに躊躇すへかざるも其權利の及はざる所は社會自ら奮て其任に當らざるへからず、國家の事業中直接又は間接に犯罪の豫防となるもの枚舉に遑あらず例せば刑法は犯人に加ふるものなれども間接には國民一般を戒むるの具なり、其他行政上國民の發達進歩を謀るもの或は身体上に或は經

濟上に或は教育上に或は警察上に何れも皆直接間接に犯罪の豫防とならざるはなし然れども行政其物の目的は他に存するあるを以て到底是等の事業に依頼して犯罪の豫防策既に具れりと安心するも能はざるを如何せん故に國家は尙は出來得べき方法を用ひ、社會は國家の及はざる所を資け足らざる所を補ひ以て此未然の災害を豫防せざるへからざるなり

抑も犯罪の豫防を講ずるには其原因を探究せざるへからず、犯罪の近因は刑事統計に依り略ぼ之を知るに難からざれとも其遠因に至りては之を研究するに容易ならず蓋し各人の意思は犯罪の直接原因にして刑罰は此意思に向て適用せらるゝと明白なりと雖も此意思に對しては豫め刑律を以て之を威嚇し法度の重すへきを感じしむるの外は他に豫防法なきか如し、然るに他に此意思を制する外物あり此外物必そ眞に恐るへきものにして或は有形的に或は無形的に吾人の意思を制縛し動作を左右する之れより大なるものなし此外物とは何ぞや經濟上の缺乏教育上の缺乏等の如きは是れなり此外物たるや何人によりても其有無の關係上に於て犯罪の原因となるも是は断言し難しと雖も吾人々類の弱點は實に此外物に制せらるゝもの多きを如何せん余輩は之を稱して社會的原因と云はん由は觀之余輩は犯罪を豫防する三大方法ありと考ふ第一は出獄人を保護して再び犯罪に陥らざらしむるも第二習慣犯罪及常業犯罪は別問題なれば茲に之を論せず）第二

は社會的原因を排除するの計を立つるも、第三は國民をして法度を重するの觀念を深からしむるも是れなり余輩は是れより此三點に付逐次論する所あらんと欲するなり

第一 出獄人の保護を論ず

抑も刑罰を申渡し及執行するは國家の任なり已に刑を受けて出獄したる者をして社會に立ち善良なる生活を營ましむるは社會の務なり、然れども出獄人の舉動如何は國家刑罰の効果を現はす所のものなれば國家も亦其及ふべき限りは出獄後の計を立て遣はさるへからず、國家が出獄人の爲めに盡すべき義務三あり

(第一) 出獄人をして再び社會に還らしむるに社會の之を嫌惡せざるやう其前惡を忘却せしむるもと

蓋し社會に於て出獄人を嫌惡する尙に故あり社會は已に其害を蒙れり今又二たび社會か其害を受けんも恐るゝは人情の常なり故に若し國家の刑罰にして緩嚴宜きを得其執行亦嚴正適當ならんか一般の觀念は此刑罰か本人に及はしたるの効果多からんも信するか故に自然に其前惡を忘るゝに至るへし、之に反し若し刑罰後に執行宜を得ず犯罪人は入獄前よりは却て出獄の後凶惡を加へたるか如き結果あらんか社會の之れと齒するも欲せざるや明けし故に刑罰の仕組宜しきを得、執行の方法當を得ると否とは囚人出獄後の利害に影響するも甚大なり

(第二) 出獄人をして貧困に陥らしめざるやう注意するもと

蓋し犯罪人の貧困なるは出獄の後のみならず入獄前に於ても既に然るもの多し故に國家は其刑の執行中囚徒より溢りに費用を徴収し之をして困難の上にも困難に陥らざらしむることに注意すへきは勿論尙は出獄後に於て生計の途を立つへき職業を習はしめ及一時の急を救ふに必要なる資金(工錢)を作るも等に注意せざるへからず

(第三) 出獄人をして規律的生活を營ましむること

蓋し暫く監獄にありたる者突然娯樂に出つるときは未だ規律的生活に慣れざるか故に一時途方に暮れ爲を所と知らずして遂に再び罪を犯すに至るものなり故に法律上の規定又は警察上の處分を以て斯る規律的生活の妨害をなさざるやう注意せざるへからず例へば監視は安寧上甚た必要なれども其執行方の如何によりては出獄者をして規律的生活をなさしむるを妨害するもどあり、故に例へば出獄人保護會社の世話を受くる者は監視を免するも云ふか如き方法を設くるは必要なるもどなるへし

以上は出獄人に付國家は兼て注意せべき點を擧げたるに過ぎず其他國家は該會社に適宜補助金を下付するは時に取りては必要なるもどなく

余輩は是れより出獄人保護會社の事に移られとす該會社の事に付ては本雜誌に度々掲載せられたるもとあれは余は茲に極めて簡單に述ふる所あらんと欲す

出獄人保護の必要たるを監獄改良の事と相携帶して常に離るへからざるものなり、出獄人保護會社を創設せしは米國を以て嚆矢とし爾來英國を経て歐洲大陸諸國に涉りたるものにて現今何れの國も雖も其設なき所は殆ど稀なり蓋し本世紀に至り此保護事業の必要を感ずると共に會社の盛なる折柄なれば此事業も亦會社組織となすにあらざれば以て其目的を達するも能はずと一般に信したるなり、故に到る處該會社を勸起せり、今其報告を見るに一時世人か其事業を賛成して資金を投したるの事跡實に驚くべきものあり、然れども翻て其結果如何を見るに其努力と毫も相伴はず其恩澤に浴する能はずして毎に生死の間に彷徨するもの數千を以て數ふるに至り又縱令其恩澤を蒙りたるものと雖も未だ以て再犯を防ぐの効なかりき、其故他なし、該會社は出獄人に與ふるに其必要なる職業と地位とを以てするも甚だ稀にして却て金錢物品を給せしか爲め之を拯ふよりは寧ろ之を誘て再び惡道に陥らしむるに等しき結果を生したればなり加之社員たるものは何人も金を出すのみにして自ら事に當るを好まず其極や僅々二三の人にして社務を擔任し其人の熱心と不熱心に依て事業の盛衰興廢を來すに至れり而して現今に及ては大に改良進歩の見るべきものあれども未だ何れの國も然りと云ふことを得ざるなり

斯の如く出獄人保護會社の事業萎靡として振はざる所以のものは職として孤立の地位にあるに由るなり如何に會

社獨り熱心盡力する所あれば、是れ他の機關に於て之を補助する所なくんば決して完全なる効果を收むるゝ能はざるなり。他の機關とは何ぞや、市町村及教會の如きものは、蓋し市町村は吾人の直接に屬する所の團體にして、吾人と直接利害の關係あるものなり。故に市町村の一民か惡事を行ひたれば、是れ之を對岸火視するは豈不仁ならずや。故に市町村に於ても出來得べき力を盡して、出獄人の保護事業を補助し、會社の要むる所にして、差支なき限りは之に應じて相當の助力を與へざるへかゝらず。又教會も、雖も衆民を濟度するの大功德に依り、其出來得べき助力を籍すゝと尤も必要なるへしと信するなり。

(未完)

○監獄論 第八 法學士 畑 良太郎 東京

前章已ニ歐州ニ於ケル最終十年間犯罪増加ノ原因ヲ究述セリ以下如何セハ此増加ヲ防キ良好ノ結果ヲ奏シ得ヘキヤ即チ犯罪増加ノ豫防法ヲ論述スル所アラン

第二編

犯罪撲滅ニ對スル社會ノ本務

第一章 總論

緒言

抑モ犯罪ナルモノハ人類ノ生存スル限リハ世々繁殖スルモノニシテ其原因タル惡念血氣及ビ貧困等ニ在リテ

ニ類ルニ非ラスンハ其奏効ハ到底得テ望ム可カラサルナリ

然リ而シテ此一個人若シクハ共同體ハ町村郡縣等ノ如キニ法人ニシテ國家及ヒ社會ノ補助ニ依リ成立シ公私ノ中間ニ位スルモノナリ例ヘハ育兒院貧院等ノ如キ又大區域内ノ富賑ヲ進歩スルヲ以テ目的トシテ創立シタル貯金所及ヒ貸附所土地抵當貸附會社等ノ如キ凡ソ各人ノ胸中ニ存スル一点ノ慈善心ハ能ク愛情及ヒ熱心ヲ喚起シ遂ニ此困難ナル業務ヲ完成スルヲ得セシムルモノナリ例ヘハ北米合衆國保護會社創立者ナルヒラデルヒヤノリチャード、ホヰステル氏ノ如キ又此事業ニ當ルヲ以テ人生ノ本務ナリトシ、勉力行敢テ他ヲ顧ミナリシニエリサベス、フリー嬢ノ如キ新教僧徒ニシテ先此事業ニ從事シライオン、ウエストツアリア監獄保護會社ヲ創立シタルテオドル氏ノ如キ佛國ノ保護會社ヲ創立シタルバストル、ロビン氏及ヒド、ラマルク氏ノ如キ又獄制ノ大改良ニ盡力シタル瑞典王オスカールノ如キ其他ミツタル、マイエル氏ノ如キドクトル、ワインス及ヒムレ、ブローン氏ノ如キ或ハ口ニ或ハ筆ニ監獄改良會議ノ必要ヲ説キ且之ヲ實行シ入監中及ヒ出獄後ノ犯罪人ニ對シテ保護ヲ與フル慈善的ノ輿論ヲ喚起シ漸次有志相集リ保護ニ關スル諸般ノ事業ヲ講究シ遂ニ各所ニ此種團體ノ發生ヲ見ルニ至レリ而シテ此等小團體ハ其目的相均シキヲ以テ集合團結シテ終ニ

社會ノ犯罪トノ闘争ハ終ニ之ヲ止ムルコトヲ得ス蓋シ犯罪ハ世ヲ經ルニ隨ヒ倍々多キヲ加フルノミナラス其性質亦不良ナルニ至ルヲ以テナリ而シテ此闘争ニ際シ最大必要ノ武器ハ犯罪ノ原因及ヒ之ニ對スル適當ノ方法ヲ探究スルノ精密ナル刑事統計ナルカ如シ然レモ此事タル今日尙未タ論結セザル困難ノ問題ナリトス

凡ソ人生ノ惡念及ヒ私欲ニシテ實質的ノ困難及ヒ德育ノ欠乏等外形上ノ事實之カ原因ヲ爲スコトアリ而シテ之ニ對スル抑制ノ方法ハ要スルニ左ノ三者ニ歸着スルカ如シ

第一 學校ニ於テ青年者ノ感情信向等ノ向背ヲ定メ普通教育ノ基礎ヲ確立シ以テ良心ヲ培養スル

第二 賑恤制度ヲ普設シ一般人民ヲシテ各々其堵ニ安ンセシムルコト

第三 嚴刑ヲ以テ懲戒ノ例ヲ示シ且其施行ハ周到ナルコト

右三個ノ要件ノ外犯罪撲滅ニ對スル一個人若シクハ共同體ノ助力ハ實ニ必要欠ク可カラサルモノニシテ開明諸國ニ於テハ概ネ之ニ關スル施設アラサルナシ而シテ此助力タル一個人若シクハ共同體ノ慈善心ニ基ツキ犯罪ノ萌芽ヲ撲滅シ真心悔悟セル犯罪人ニ對シテ刑罰當行ノ後相當ノ扶助ヲ與フルニ在リ是ヲ以テ一個人若シクハ共同體ハ此等諸般ノ扶助ヲ與フルヲ以テ各自ノ本分ト見做シ其結果ヲ以テ自カラ喜愛ヲ爲ス所謂義俠心

大團體ヲ創立スルニ至レリ凡テ團體ノ大ナルニ隨ヒ其働作力ハ益々加ハリ慈善ナル此事業ヲ贊助スルノ人ニ類リ其擴張ニ必要ナル義捐ノ金品ヲ取得スルニ至ルモノトス夫ノ獨乙先帝フリードリヒノ如キ其結婚廿五年祭ニ際シ諸般慈善ノ目的ヲ達セザルカ爲メ農業殖民地ノ創立併ニ出獄後ノ犯罪人保護會社ノ費用ニ充テシムル爲メ多額ノ金品ヲ下賜シタルカ如キ即チ其一例ナリ

上記ノ目的ヲ達スルニ殊ニ必要ナルハ僧侶ノ協力ニシテ若シ宗教ノ混合シタル國ニ於テハ之カ僧侶タルモノハ被保護者ノ宗派ノ如何ニ關ハラズ之ヲ同一視シ所謂愛憐ノ情ナカル可カラサルコトヲ説教スルヲ以テ最大要務トス要スルニ僧俗ヲ問ハス此目的ヲ達スルニハ愛憐ノ情ニ類リ處置セザル可カラズ

保護事業ナルモノハ犯罪人ニ對スル社會ノ義務中全ク特別ノ地位ヲ有スルモノトス蓋シ保護會社ハ一般ノ犯罪ノ豫防ト異ニシテ必ス刑罰ノ執行ニ密接ノ關係ヲ有スルモノナレハナリ即チ一般ノ犯罪撲滅ニ於ケル社會ノ義務ハ汎ク世人ニ對スルモノナルモ此事業ハ專ク特定ノモノ(即チ犯罪人)ニ對スルモノナリ是ヲ以テ或國ニ於テハ此事業ヲ以テ刑罰執行ノ最終期ト見做スモノアリ佛國ノ如キ即チ是ナリ

第一編

保護會社ノ沿革及ヒ今日ノ位置

第一章 保護會社成立ノ起原(北米合衆)



抑モ保護會社ニシテ保護會社の働作ヲ爲シタルハ北米合衆國ニ於テアリテヤード、ホイス、ステル、氏ノヒラデルヒヤニ於テ創立シタルモノヲ以テ其嚆矢トス、氏ノ同志ヲ料合シテ囚徒保護ノ爲メ一千七百七十六年二月七日ヲ以テ一會社ヲ創立シ名ケテ「ヒラデルヒヤ囚徒保護協會」(The Philadelphia Society for assisting distressed Prisoners)ト稱セリ、夫ノ有名ナルメンジャミン、フランクリン、氏モ亦其創立者ノ一人ナリシナリ而シテ當時ノ戦乱中ニハ一時其働作ヲ中止シタリシカ一千七百七十八年ニ至リ囚徒ノ困難ヲ救済スルノ名ヲ以テ再ヒ設立セラレ現時尙此性質ヲ以テ存立セリ北米合衆國ノ諸州即チカリフォルニア、ペンネクチカット、イリノイス、ケンタキ、マリーランド、マツサシユッセツ、ニューハンブシヤ、オハヨ、ペンシユルバニヤ、ロードアイランド、井ルヂニヤ等ニ於テハ前記ノ協會ヲ模範トシテ幾多ノ會社ヲ設立シ以テ囚徒ヲ視察シ一ハ出獄後ノ爲メニ計リ且監獄改良ノ途ヲ開カントセリ此等諸協會中ニ於テ最モ有力ナルハマリーランドニ於ケルバルチモールノ協會ニシテ其働作ノ範圍ハ頗フル區々ニシテ或ハ全國ニ涉ルモノアリ或ハ一地方ニ止マルモノアリ而シテ其費用ハ主トシテ會員ノ出金及ヒ寄附金ニ賴リ國庫ノ補助ヲ仰クハ極メテ僅少ナリトス例ヘハニューヨルク州ニ於テハ五千弗ガリフォルニア、マツサシユッセツ、ペンシユルバニヤ等ニ於テハ一年

漸ク二千五百弗ノ補助ヲ仰クニ過キス又歐洲ニ於ケル保護會社ノ起原ヲ索スルニ已ニ一千七百九十七年四月廿四日ヲ以テ丁抹國ニ於テ創立セラレタリト雖モ其能ク永續セルモノハエリ、サト、フリー氏ノ先例ニ從ヒ且ツ同氏ノ獎勵ヲ受ケタル丁抹最新ノ監獄創立ニ最モ盡力セルマヒト氏ノ創立シタルモノナリ又一千八百二十四年同國ノ首府コペンハーゲンニ設立シタル女囚ノ出獄者ニ對スル保護會社ヲ模範トシテ四個ノ會社逐次發生セリ即チオーデンセルニ於ケルモノハ一千八百五十八年ニホルクニ於ケルモノハ一千八百六十年ニ井リズレーセルニ於ケルモノハ一千八百六十年ニ漸次設立セラレタリ而シテ此等ノ會社ハ年々保護事業ニ關係アル問題ニ關シ一般ノ規定ヲ商議センガ爲メ代人ヲ派遣スルヲ常トス又會社ノ費用ハ社員ノ出金市及ヒ附近郡村ノ寄附金併ニ國庫ノ補助等ヨリ成立ス而シテ其補助ハ一千八百七十二年以来毎年一万一千クローネナリ英國ニ於テハ犯罪人出獄後ノ保護監督ハ社會ノ義務ニシテ其之ヲ施行スルハ國家及ヒ社會ノ司トスル所ナリト主義ヲ執レリ一千七百九十二年ノ勅令ニ據レバ裁判官ハ出獄人ヲ保護スルノ義務ヲ有スル地方自治体ニ交附スルヲ得ルモノニシテ一千八百二十三年ノ法律ニ從ヘハ出獄人ニシテ保護ヲ受ク可キモノハ事業所在ノ地方ニ交附セラ

シテ爾後漸々其數ヲ増加シ目下六十三ノ解放囚徒保護會社及ヒ四十二ノ貧院ノ設立ヲ見ルニ至レリ蘇格蘭ニ於テハ監獄ノ多數ニモ拘ハラス保護會社ノ數ハ僅カニ六個ニ過キス愛蘭土ニ於テモ亦均シク唯二個ノ保護會社アルノミ英國ニ於ケル保護會社ノ發達ハ一千八百六十四年以來感化院及ヒ養育院ノ協力ニ依リ大ニ駛速ナリシナリ是等諸團體ハ總テ保護事業ニ關シ共同シテ統一ノ組織ヲ設ケ互ニ相補助シ互ニ知識ノ交換ヲ勉メタリ又其費用ハ會員ノ出金被保護者ノ工錢及ヒ國家ノ保護金等ヲ以テ辨ス而シテ其保護金ハ四万磅(凡ソ我國ノ廿五万圓)ニシテ被保護者ノ數ニ應ジ適宜分配スルモノトス

問 答

本欄の問及答は固より私考に際るものなれば其當否を保するに能はざるは勿論尙ほ不充分のこと多かるべきを以て本欄の答に付き訂正の意見を有せらるる諸君は提擧の勞を惜まれさらんことを希望す 編者 白

○新法令問答

問 今回内務省訓令を以て従來東京假留監聯合地方内なりし群馬栃木の二縣を宮城假留監聯合地方に改められたるが此は如何なる必要に出でたるものと云ふや  
答 近來東京假留監に於ては其聯合地方内に囚徒を生ずるものと増加の傾きあり然るに同監に於ては監房

改築以後は定員千四なるを以て此數を超ゆるに於ては罪質別異等に差支へ少なかす而して今日の實際は北海道に徒囚を移送すること舊時の如ク頻繁なすざるを以て益々該囚増加の一方に傾ク是れ北海道の集治監及分監も亦滿員にして殆んど其餘地なきに由ると云ふ而かも集治監増設の如きは帝國議會の協賛を経るにあらずれば費用の出途なきを以て今速に之を爲す能はず付ては差向き内地假留監の間に於て融通の道を講ずるの外に策なかるべし然るに宮城集治監の聯合地方は割合に純樸なる風の土地多きか爲めか其縣數少なきと云ふにあらざれども収監人員甚だ僅少從て監房の餘地なしと云ふべからずして東京假留監の比にあらず其囚員は常に六百何名を上下するに過ぎず依りて今回多囚に苦しむ東京假留監の聯合地方を宮城假留監に移し一は以て東京假留監の監房別異を完からしめ一は以て宮城假留監の規模を稍大にするの道を取られたるものならんかと思考す

問 東京假留監に於て夥多の囚徒に苦しむとあれば何故直ちに其囚徒の餘分を宮城假留監に移さず廻り遠き聯合區分増加のことに出でられたるものなるや  
答 既に一の監に於て長く拘禁せられたるもの若くは左まで長からざるも相當の時間を経たるものは自ら其監の風儀に化し一種の風儀を造り爲し居るものと實際上免れざる有様なりとす依つては或る一の監の氣風に

慣れたる囚徒の數十又は數百を一時に他監に移すべきは其風儀をして移されたる監の風儀に化せしむるまでには多少の困難あるのみならず餘り利益ならざる面倒をも惹起すまとなしとせず旁一の監獄に於て多少其監の習慣の附きたる囚徒を一團として之を他に送るよりも新に生したる、未だ何の慣習をも得ざる囚人を其新に生したる毎に収監せしむる方上に云ふ如き無用の繁勞をも省き拘禁上少なからざる利便あるへし依りて多囚を一時に移さず聯合地方増加の擧に出てられたるものと思ふ

問 曩きにも東京假留監聯合地方たりし茨城縣を宮城假留監聯合地方に改めたるまどあり依りて思ふに東京集治監の聯合地方區分は始め定められたる折、多きに過ぎたるにはあらずしや

答 聯合地方區分を始め定められたる折、東京假留監は一廳十二縣、宮城假留監は七縣なりし是れ當時東京假留監の規模大なりしにも由るへしと雖も稍多きに過ぎたるか如し而して首に茨城今又群馬栃木都立三縣を東京假留監より移したれば今日は各九ヶ所の聯合地方となりたるなり

問 聯合地方を改むるまどは其監獄並に警察遞傳を要する府縣のみに於て之を知れば足りなん然るに一般に對し訓令せられたるは如何なるものなるや

答 如何にも直接に其命令を受けざるを得ざるものは

聯合地方を改められたる假留監並に其聯合地方の囚徒を從來警察遞傳を爲し來りたる府縣及聯合改りたるか爲に新に警察遞傳を増す府縣に於て之を知れば實行上には差支なき筈なれとも素と假留監の聯合は全國の府縣を各假留監に分ちたるものにして且つ四個の假留監は一体とも稱すへきものなれば一方の假留監聯合地方を一方に移したるまどは都ての假留監に於ては固より之れを知るの必要あるへく又他の府縣に於ても假留監聯合區分の如きは常に心得置きて誤りたる遞傳等を爲さざるやう注意せざるへからず右の如き理由あるを以て從來とても訓令を以て發せられたる例あり故に今回も先例に依り一般に訓令せられたるものならんと思ふ

問 始めに聯合地方の區分を定められたる時には未だ仙臺に通ずる鉄道なかりしが今は其交通前日の比にあらず是れ亦宮城假留監聯合地方中に群馬栃木の二縣を加へられたる一理由なるへきかと思ふや

答 然り、如何に宮城假留監聯合地方の囚人少數なればとて護送上の便利を缺く地方を移すか如きは聯合地方區分設定の精神に反するものなれば斷して之れなかるへし今回群馬栃木此二縣の選定に出でたるは全く汽車の便あるまど其一原因たるへし

○獄事雜問

問 無期刑と有期刑とを有するものゝ調査期限は十五年を五分するの例にして未だ之を改められたるまどなしと聞かるときは有期刑數刑を有するものは其數刑の四分の三を推算し之を五分して調査するの例なれば場合に依つては無期刑の方却て實表付與期短き結果を來すへし不權衡甚しと思ふや

答 單に調査期限の日子の長短より論すれば如何にも不公平なるが如しと雖も元來調査期限なるものは其行狀を評定する凡その標準期に過ぎず而して此標準は個人的關係に依り充分斟酌して實際の活用を誤らざるやう力めざるへからず抑も無期刑有期刑を併科せられたる者は先づ無期刑を執行するものなれば其の上

に他の刑期を推算し得べきの時あるなし而して無期刑囚は十五年の後は假出獄を許さるゝまどを得どあるに依り調査の期限は先づ之に依りて算出し置くを當然とすへしと雖も無期刑囚にして尙ほ且つ有期刑を有するか如きものは個人的關係上固より容易に改換の行狀ありと認め得へきにあらずれば之れか行狀を調査する上に於て先づ有期刑囚と區分するの注意なかるへかす就ては他の有期刑數個を有する者等と對照し其權衡を失はざる時期に於て賞譽を行はざるへかす單に調査期限の時間來りしとて賞譽せざるを得ざるものに固より之れなく其間に監獄官に於て實際上の活用を

爲し得へき範圍は極めて廣き次第なれば此の如き範圍を充分注意して利用すへきものと思ふや單に時限の長短を以て之を比較し權衡不權衡を論ずるか如きは實際家の恥つへきとあるならずや

問 官吏は囚人の禮に對して答禮すへきものにあらずるへし如何

答 官吏殊に監獄官吏の如きは答禮するの限りにあらずるへし單に注目せば可なり就中戒護官吏に於ては決して答禮すへきものにあらずと思ふ

問 屏禁處罰中の者は工錢を與へざるも可なるや

答 從來に屏禁處罰中の者と雖も作業するものなれば本人の利益を圖り其工錢は給與せるまどなりしか懲罰の結果却て利益を得せしむるか如きは妥當ならざるまどなるより屏禁處罰中は工錢を給與せざるまどに改められたりと聞く

獄事金言

○獄壁は其中に罪人を拘禁し得るが如く其外に監督者及訪問者を拒絶するの力あり

○囚人に對し外部の抑制を用ひて作業を強ゆるまどは誠に無益とす蓋し一たび其抑制にて除去せられし自由を得るに至れば即ち又前日に異らざる者となるべければなり

○囚人は須らく饑餓及私欲なる二個の感動力に依り彼れをして彼自ら勤勉ならしめざるべからず

○感化主義の總作用に付て最要なるものは宗教なり

○監獄にして罪人を感化するべきなく徒らに之を収監するありば毫も社會を保護するおとなし

(以上博士アインズ氏の言)

○宗教なき監獄は恰も豊富の貨物を載せ而して舵羅盤又は海圖なしに海中に送られたる船の如くなるべし

(米人モセス、ピルスバリー氏の言)

譯

○犯人生理 (前號の續き)

陸軍教授 野村泰亨譯述

教師リヒ氏はロンプロゾの著作に序言を附し之が立論より生ずる弊を矯正せんことを務めて云く渾て人の智力を用ふるは心理上相異なる二種の力による即ち一は創爲の力にして生來の感覺なり一は審識の力にして反省なり前者は生れながら感得して知らず識らず自ら工夫し又自ら作爲せんとを務め後者は自他の別無く既に創爲する所の當否を判別し又之が理否を省察せんとを求む何と稱り生來の力のみ依りて進退すべけんやド、ノ、ス、ル氏は云く人は相異なる二種の体より成れる複合物なり即ち一は被治体にして一は主治体なり甲は心志の指令を受く

る肉体にして乙は指令を下す所の心志なりと此論や前に説くどろど軒輕なし是れ理の當さに然るべき所なり予は犯人にも亦此二力を存するあるを見る故に生得の感覺力は其人の天性と教育と境遇との如何によりて強弱ありとす彼れ既に皆此力を存するの外又別に理想の力を具ふ蓋し此力は感覺力の放肆にして耳目の慾を逞ふせんとするに當り之を抑制するを得るの堪能ありとす

罪囚の變状は生得のものにあらずして往々牢獄に身を寄せたるの後に發するものなり學者動もすれば結果を以て原因となすの誤を致す斯る故に人の未だ罪人たざる時に洩り之を推考するときは爾來其罪惡を犯し之の結果に依り其身体上に變化を生し來りたるを見て一驚を喫するなるへし今事の實際に就て其人の狀況を察するに其一たは豫審庭に出るや早く既に其身体上に變化を來し顔色青さり筋肉動動して血液留滞し四肢強硬となり狀貞頼に一變す裁判既に確定し卒に獄に入りて數月の後之を訪問するときは身を其人の傍に致すも其何人たるを認識するを得ざるべし凡そ入に犯人の主性を得せしむるは入獄より甚きはあはざるあり其寢食を共にするの人々や其身に受くる所の苦役や皆其の人の全体に陷察の狀を呈し眼回み煩著るにあらずや間斷なく縛束を蒙り苦業に就くときは身体屈曲毛舉止窮屈にして恰も害の内閉ち籠めたる植物の發達せざるか如し曾て書工犯せる罪ありて獄に投せられ此数年を送るおと久しかりしが親しく囚徒の形体

相貌を熟視し餘蘊黙思して之を描寫し精細洩す所なかりき夫れ人の一た以獄の門を入るときは日を經るおと未だ久しかりざるに既に此蓄工の書ける書象と相類するの狀良形体を存す是に於て狡猾となり騙詐となり虚偽となる始め豫審判事取調を爲し網羅を張りて其の罪跡を符號せんとする時に於ては智力の有らざる限りを盡くして其網目より脱出せんと欲するを務め爾來益々猜疑の心増長し時どしては既に爲せるの罪を念ふて恐懼の念を起し時どしては邪慾心に萌し來りて望を後に属し人の意を得んとしては詭譎弄ぶざるなく平身低頭して遂に匍匐するに至らん其身の淺間敷きを啣ちては聊かには其苦を減し其辱を輕せんか爲めに好言を弄し令色を粧ひ其醜狀警へんに物無かつん西工の罪囚の眞狀を寫す蓋し此の如くなりき其言に由れば法律に乖戾するの徒は之を社會より除名して牢獄なる別世界に送ると雖も天稟の本性を滅盡せしむべきものにあらず然れども牢獄に呻吟する年久きに及ぶときは志操定固なる者も氣象變し來りて恰も其額面に其性墮落の烙印を刻するか如きを致さん豈に驚駭そへきの至りならずや

加之ならず善に遷りて復ひ品行方正となるときは相良健康身体に變化改良を來たす是れ人の實に見聞する所なり露京幼年囚監督ルーカウツクニコフの羅馬万国會議に於て説話する所に由れば幼年囚入獄出獄の時には必ず寫眞を取此兩像の寫眞を比較して此幼年囚の相良の大觀變

するを見たりと云へり蓋し其狀良の改まりて見好くなるは其衣服清潔となり善く沐浴し又頭髮を梳り益々健全となりたるか爲めなり其相良の改りたるときは大抵強猛醜險の狀を滅し而も益々溫柔緩和謙嚴の相を露す此の如くなるか故に無形の素行改まるるときは概ね有形の狀良も亦改まるものなり二者の改良は並行するものにして心改るべきは形も亦變するなり即ち甲に一分の改良あれば乙にも同量の改良無きばあらず其故如何となれば教育と世話を以て心性の更改を計るおと周密にして其効顯著なるときは狀良緩和となりて其更改するの跡益々瞭然明白となり

予曾て深く意を致して伊太利のロンプロゾの書を精覽したりしが卒に左の面白き一句を求めたりき其言に云く聖人も其始めや愚者たり然らざれば罪人たりと善ひ哉此言や然れば罪人たる者は天稟の意力に誘導せられて罪惡に身を委ねるの劣等生類に外ならずと雖も悔悟の力熾なるときは進んで聖人君子の模範となるも難きにあらず左すれば罪惡は遺傳的禍害にあらず又隨つて不治の痼疾にあらず何を以て然るや吾人意力を用ひて自ら努め自ら克つときは至聖至賢の極より至聖大賢の域に進むを得ればはなり自ら研き自ら脩るの功業に偉大なりと謂ふべし

抑も吾人の深く心理に銘刻する宗教と學者の口吻に上れる論説とを問はず一に論理に亘れるものは之を斥くるを

得へしと雖とも熟視する所の確乎たる事實は之を併するを得ざるへし徳行の君子の心相を察し又邪惡の小人の性情を窮むるに罪惡の純然たる形而上の事實たるは之を明言するを得ん是れ確乎たる事實にして逸然たる空論にあからざればなり

佛の大儒パスカルは人類に完全無欠の釋義を下すまを望まず僅に「神使にあらず又獸類にあらず」と云へるの數言を以て人性を成す所の諸原素を約言す此數言は實に人性を論ずるの至言といふへし是を以て人生は良性と惡質との間斷なく闘争したるものなり二者相匹敵するときは人生の常態を呈し而も甲乙を凌駕するときは發狀を生ずるを免れざるなり吾人の良性格して邪念威力を逞ふするときは不知不識の際罪惡に陥るに至るへし就中他人の財賄を掠り或は之か生命を暴するにあらずれば己の需要を充すを得ざるあたらんか彼れは必ず罪惡を犯すへし故に吾人は宜しく良性を養ひ邪念を抑ゆるを務むべし

彼の實質派の學者は僅に人性の一方面を見るのみにして之か全斑を通觀せざるの失あり何ぞなれば人は心と身との二者より成ると雖も彼れは身体上の關係に留目して精神の作用に意を用ひされはなり此學者は力めて肉體の慾をして壯長なふしめんと欲し獨り此慾の勢を逞ふせしむるか爲めに良心の儼然として存立するあるも其光輝を失はしむ意以爲り人に存する所のものは單に耳目鼻口等

の機關のみと精神の如きは彼の輩の心目の及ばざる所に於て一に之を架空の構造説と爲し又之を論ずるものを見て淺學の徒と爲し之を駁す

若し罪人あれば先づ須く其父母の性情如何を求め其最初の犯罪如何を究め又之か時機を探り其利害を明にせざるへからず其一人たひ罪を犯すときは其良心に汚点を生じて漸く大なるを致し遂に尙も善徳と稱するものは之に耐へざるに至る而して其本を推して之を尋ねれば錯綜の瑕瑾にして敢て咎るに足らず早く之を矯正するを得ば豈に唯尋常人に復せしむるのみならず時に徳行の人たらしむるを得ん

凡そ犯罪を以て人体の構造に歸するの徒は云く此に人あり一時不圖誘惑せられて盜心を醸したるまどあらんか是れ其形体の構造に於て欠くる所あるの致す所なり若し生理上完全の機關を具ふるの人ならんには此の如きの誘惑に抗し克己の徳を鼓して邪念を抑へたるならんぞ予は之に答へて云はむ犯人生理的機能を具ふる生得の盜賊の骨相を呈する人と雖も之に資金を惠與するあらんには忽ちにして罪を犯すの邪念を發するまどなるへし其粟骨偉大にして悪人の骨相を存するも決して人の財賄を掠むるの惡業を行はざるへし獨り形体の構造のみを留意して心性奈何を顧みざるときは犯人の本領を尋究するを得ざるへし

○歐米監獄沿革史。(承前)

米國神學及法學博士 ワインズ 著  
在文科大學 神谷四郎 譯

(第二十節 監獄改良の續き) 前回は第十九章第二十節とあり曰く、新獄制を諒る者は新獄制は罪人の保護改良にのみ注意して無辜の貧民は捨て、顧みざるものなりといへども、其實此獄制は諸種の法律に改化力を與へ且つ刑罰の効果を多からしむるものなり、曰く、罪惡の行爲を推托し且つ殆ど之を保護するか如く見ゆる偽善理と監獄の原理とを混するまど勿れ、曰く、其刑法を以て遵義の要するまど一致せしめ、正直公平に之を適用し、嚴格に之を執行すれども併せて仁恕憫怛の心を失はざるは、苟くも文明を以て稱する國家の爲さるへかざるまどあるなり、曰く、刑罰と監獄とは其關係極めて親密なるものにして、互に相影響し、互に相助け相補ふものなれば、如何に刑法を改良するとも監獄の改良を以て之に伴はざるまど殆ど無益の勞力たるへし、曰く、監獄改良は學理に従ひて爲し、又之に伴ふべき諸法律と並行せざるへかざる、此諸法律は大別して左の二種とすへし、(一) 罪惡の豫防、則ち其諸原因を去るとに備ふるもの、國民の宗教上の意志を盛にし、國民の徳智を發達し、國民の勞力の愛を養成し、一般の國利を増進するの用に供ふる諸法律は皆此種に屬す、(二) 犯罪を罰し罪人を感化するもの、刑法及び獄則は此種に屬す

此書を出版してより四年の後、オスカル親王、王位に即ぐに及び直ちに其信をせざるを實行したり、則ち先づ國內の諸監獄を改良し、次に犯罪の原因を除去すべき諸施設を爲したり、此後者の目的を以て新刑法を發布し強制教育法を行ひ各パリの、(譯者曰く、パリ)とは一の寺に屬する人民の團體にて今假に教會と譯す)にては必ず其學校に必要な諸物品を備へしめ模範小學校及び工藝學校商業學校を起し、年費を支給して有望の壯年工藝者を諸外國に派遣して各其道を研究せしめ、以て工業の盛大なふんとを圖り、各教會にては各其貧窮人を救助せしめ、殊に孤獨の老幼、顧る所なき狂人病者には衣食其他すへて必要な給與を爲さしめ、身体健康なる者には必ず職業を爲して自身及び其家族を養はしめ、若し其勤勉勞働して得るとまろ其生活に必要な需物物を供ふるに足らざるまどは教會より其不足の分を給與せしめ、各教會にては各若干の土地を買ひ之に依りて貧民に職業を與へ又之を救養せしめ、諸種の工業には全く其自由を與へ、特別の保護法を設けて農業を奨励し、鐵道を敷設し、汽船を造り、以て大に國利民福を増進し、其結果として犯罪の數著しく減少したり、

此賢王の理論及び實行斯の如し、たゞ其方法の細きものに至りては今日悉く可とする能はざるものありしとて其精神に至りては蓋し空前絶後の美事なり、監獄學の光輝未だ塵塵たりし時世にかゝる君主を得しは實に其國

の大幸と謂ふへし、況んや又此賢王の太子、其父の子たるに負かす其業を嗣きて確然其歩を進めしに於てをや、以上の原因及び其後監獄改良漸次の發達により千八百四十年以來は犯罪數の減少最も著し

諷 叢

○賞表典獄 といは何そや 賞表を與ふる多きに過ぐるよ  
り此名あり。

○罪石典獄 といは何そや 往昔盛んに傳稱せられたる名  
なれども今は之を云ふものなし左れば此に  
云ふの必要なきか如きも近頃懲罰典獄の名  
漸く生れ來らんとするか如き雲合ひあきに  
あらず是れ此名を應起せしめたる所以。

○同上錄 といは何そや 在監人行狀録を繕は比々目  
を打つもの皆此二字にあらざるはなし於是  
平行狀録の別名として此名現は來る。

○看守は旦那、押丁は先生 といは何そや 是れ囚人より  
看守に奉りたる令名。押丁に奉りたる尊  
稱。

○一言の愛惡念を破る 非常なる惡奸物時に天網に罹り  
某地より某地に遞傳護送せらるゝとき今日よそは途上不

意を打て逃走せんもの心を用意を凝らしてありしに當  
朝例の如く高手籠手に搦められイザ門出となり當日の護  
送巡查某を受取り戒具を点檢せしとき痛みし捕繩に腕の  
皮膚狭りありしを見留めア、痛くは無さやとて捕繩を直  
したり名に負ふ己れは惡奸なりし故今直せし捕繩の結は  
以前よりも尙堅く付られたりとは思ひしもの、それは當  
然の戒具なり捕繩の間に狹まれて皮膚を惱め痛むるは分  
外の苦痛なり此人の所置は誠に當然の事なり護る所は護  
り愛する所は愛する所置といふべきものと不圖これに感  
し入りしまゝ遂に前日來の惡念を止めたりしと  
(TF生投)

雜 錄

○獨逸聯邦監獄經營議談(承前)

○管理翼舎並に寺院  
管理翼舎の大は其上に寺院を設置すべきときは其寺院の  
爲めに要する室の大小如何に依て定むるものとす地上の  
第一階に於ては事務所、應接所、扣所を置く而して尙餘  
地あるときは種々管理用の倉庫並に作業用品、器具、衣  
服等を陳置する倉庫を設け其上尙餘地あれば之を入監し  
たる囚徒の假留室及び其囚徒の浴場に充つべし此假留室  
及浴場に充つべき場所あるときは管理翼舎の地下階  
に於て之を設け其餘の室は倉庫に充つべし地上第一階の

各室の配置は各國の管理事務整理法並に地方の狀況に據  
るものとす管理翼舎の中央を貫きて廊下を設け其幅は三  
「メートル」を其廊下の兩側に事務所を置く廊下の牀は  
地氈青若くは堅石を以て疊み事務所等の牀には板を張る  
へし

寺院は第二第三階を占むるものとす其内部の構造は閉圍  
したる獨坐席(函)に於て囚徒を隔離するを必要とする乎  
又は囚徒を肩より上の顯出せるの獨坐席に就かしむるを  
以て足れりとするかの問題に依て決すへし第一の場合に  
於ては寺院の爲め廣大なる場所を要するものとす即ち獨  
坐席(函)の大きさは少くも幅二「メートル」の十分の七深さ  
一「メートル」の十分の八高さ一、九五「メートル」を要す  
神机及演壇は大なる監獄にては中央樓の入口に相對して  
設置すへし聽講席は神机より中央樓に向け圓形に構設し  
て翼舎の第二第三階より囚徒に進入するを得せしめ後席  
に坐したる者をして前席に坐したる者を見せしめざるを  
要す坐房への入口は前方若くは後方に設くるも可なり  
寺院の内部の裝飾は簡易にして嚴肅なるを要す

分房監獄の寺院及學校に於て閉圍したる坐席を構造す  
へき乎將た一囚限りの運動場を設くへき乎の疑問は獨  
居法を以て刑を執行する爲めには斯く構造するの必要  
あるや否やに關するものなり故に委員は此の問題に付  
ては茲に一定の判斷を下すへきものに非ずとし寺院及  
學校に於て閉圍したる獨坐席を設くるを必要とする

きは其寺院及學校の坐席の牀、面積を他の坐房に於け  
るよりも廣めざるべからざるを決定せり斯く其牀の面  
積を廣め又閉圍したる獨坐席を設くるも之か爲め建築  
費用を大に増加するものに非ず塞圍したる獨坐席を設  
くる所の寺院は非常に廣大なる室のなきときは三百人  
以上の坐席を構造すべからず故に此場合に於ては各日  
曜日及祭日に二回禮拜式、行ひ各囚徒をして其禮拜に  
加はらしむべし寺院の裝飾簡易に爲すべしとのみと  
委員が殊に着目する所なり諸邑の寺院は大略中央に設  
くるものとすに對監獄の寺院は多額の費用を支出して  
之を盛に裝飾するの理あらんや

○中央監舎

中央監舎は翼舎の會合する所に建設すへきものとす但之  
を半球形又は塔の形に造營すべからず翼舎の廊下と同一  
の高さに構造するを以て足れりとす中央樓には弓形の大  
井を以て被ふたる地下階を設く其地下階の牀は地上の第  
一階に均しく地氈青を以て疊むべし又其地下階に充分光  
線を通せんかため分房翼舎を以て閉圍したる中央監舎の  
兩隅角は於てのみ家屋を造營するを得べし其家屋は一階  
に構造すへし而して其外壁に窓を開くに於ては中央監舎  
に充分光線を通すべし該家屋に於ては浴場倉庫共用作業  
場等を設くるを得分房翼舎の廊下は中央監舎の壁に連續  
し管理翼舎の續きに於てより看權突出し高等看守人翼舎  
中の服務を指示し且監察するの所とす中央監舎の地上第

一階より各翼舎の地下階へ階梯を架設すへし  
中央監獄は建築費用の点より成る可く簡易に造営すへし大に過ぎ翼舎との權衡を失すへか多す抑も中央監舎は廊下に均しく大なる空氣貯藏所にして此處より純粹なる空氣を分房に送入すへきものなれば數多の窓を開き以て中央監舎の空氣を常に交換せしむへし高等看守人の詰所より分房翼舎の各階を好く監察し得へき構造物するを要す何となれば看守事務の監督其構造に大に關係を有すればなり

小監獄緒言

各の委員並に委員の事務に預りたる人々より屬々小監獄建築法及其の構造の件を議定されんとを熱望されたり之を議題として其の得失を論究すへき点に付ては後に至り委員中に加りたるグハイメルラーベルユスタラドクトル、スタルケ君を除くの外委員總て之に同意を表したるに因り議長も之に左袒し其規模の如は一に分房大監獄の例に倣ひ規定せんとに決せり然るに會議の當日に際しグハンメルハウラトエツデル監督バウフトトシユスタル並にグハイメルラーベルユスタラドクトルスタルケの諸君は止むを得ざる公務に妨げられ會場に臨み其意見を吐露する能はざりしは實に遺憾の至りなりき  
小會議に於ては現今の小監獄は刑の執行上に不十分なる所尠からざるに因り従て生ずる弊害も亦甚たしき旨を論辨せられたり從來諸方より小監獄の不充分を痛歎せられ

たるも蓋し之か爲めなるへし玆に小會議に於て起りし衆說の内多數の同意を博せし一二の説を約言すれば小監獄に於ては後來を戒むるに足るへき刑を執行するか如は決て是なく又囚徒をして惡を懲し善に導かしむるの初なく却て續々罪人を養生するなり試に見よ小監獄の罪人は刑律を尊敬するなく之を蔑視するの有様なり云々又曰く未熟の犯罪者を小監獄に入れ初犯にして概して短期の刑を同監獄に於て執行する間は既熟の犯罪者を入監す大監獄に於て贖善法を行ふも到底無益に属すへし以上の論旨に由て考れば小監獄は已決監獄として必ず之を用ふへか多す何となれば其建築構造を改良し全く其の形状を變ずるに於ては最も艱ふへき一二の惡弊を除去するを得へきも決して其の内は於て完全なる刑の執行は望むへか多さるか如きなり小監獄に於て自由刑執行の執行を止め此の目的を達するも尙現今の治罪法規則の實行する以上は邑裁判所に於て未決囚留置の始め小監獄の存在を要す加之一時拘留せられたる者を留置爲め警察監獄として之を欠くへか多す而して未決囚と已決囚とは決して同一の監獄内に入れしむへか多すと法の命令に發布せられたる以上は尙ほ現今の儘にて邑監獄並に警察監獄内に於て短期の自由刑執行を執行するも妨げなし故に小監獄の建築並に構造に關する委員の發議に依れば刑の執行上有用なるものは之を除去せんとなく只目今存在せる最も厭嫌すへき弊害を除き鉄柵を設けて可成的再ひ其の弊害の

進入し來さる横之を防制し得へしと委員は討議を爲すに方りて確信せし獄の建築法及び其の構造を喋々討議するも到底徒勞に外なきざるを信するを以て只小監獄は目前の弊害を除去し之か再興を防禦するの場所に過ぎざるの一点に注目して議事を勤めたり委員は小監獄に關する現在の雛形中孰れか能く議定せられたる原則を説明するに適するやを決定し得ざりしのみならず又委員は説明調査悉く原則に適する所の雛形を製するに付ては標準を示すを得ざりしなり然るに之にも係らず此の書を出版せし人は二三の雛形を附加すれば大に讀者をして原則並に説明の意を了解せしむるの益尠からずと信するや圖式第二十四葉に於ては自己の意見を以て二十名を容るへき小監獄の雛形を掲げ第二十三葉に於てはアルトナ府の警察監獄の圖に載せたりアルトナ府警察監獄分房の大きさはスワットガルト會議に於て定たる寢室の大きさに同じく即ち十一立方「メートル」なり而して囚徒の其内に拘留せらるゝは二十四時間より長からざるの考に基き定めたるものなり其他圖式二十五二十六の兩葉の雛形はベルリッナ府建築監督ボトゲル氏がグハイメルバウラトエツデル並ニゲハイメルベルユスタラドクトルスタルケの二氏の意見を參照して調製したるものにして囚徒二十名を容るゝに適するものなり

第一款

小監獄とは五十名以下の囚徒を入れ拘留の刑並に六週間

以内の禁錮刑を執行し未決囚を拘禁するの所なり

抑も物を指して大と呼び小と唱する所以のもの二物と比較より生ずると雖とも又一定の根據とする標準なければあるへか多す其れ然り故に小監獄と名くる稱も素より大監獄に對して名けたるものなりと雖ども其根據を探究すれば小監獄とは第一監獄内に入るへき囚徒の數第二之を管理する方法第三囚徒の刑を執行する時間の長短に由て定めたる名義也此の三點は實に建築法並に内部の構造等に影を及ぼすこと少からず例へば今囚徒の數五十名以上に達するときは既に一人の看守人にて之を管理する能はず必をや一人の高等看守人を置き之に多數の看守人と一名の女看守人を従はしめ初めて事務の整頓を望むへきなり如此官吏の數増加するに於ては官宅並に勤務室等の増加を要するは勿論從て監獄賄方の事務並に囚徒の作業も増加するか故なり之に適したる炊所洗濯室並に作業室等設置せんばあるへか多す是れに由て囚徒の數に變更あれば從て他事に影響を及ぼすを知るへし又囚徒五十名以上を容るへき小監獄あつんに其の各室を悉く使用せんか爲め只た刑期の短き囚徒のみを入らしむるのみは到底御へか多さるなり斯る時には其分房を大きくし又寺院學校の構造に注意せざるへか多す嘗て小監獄に於て執行する刑は六週間に確定するを以て可せしむる蓋し囚徒健康なるときは六週間備居居房に拘禁せらるゝも能く之

に堪ゆるなるへし凡そ小監獄にて執行する刑は皆六週以内に終るものなり今キール府控訴裁判所に於て千八百七十九年に判決したる拘留刑の綿密なる統計表を閲するに八千七百六十四の拘留刑の内只八百二十刑(一割の弱に當る)のみ四週を越へ殘餘の五百九十四刑は一日乃至四日間三二零二十一刑は三日乃至七十四日間二千二百七十九刑は八日乃至十四日間千九百九十刑は十四日乃至四週間に於て放免されたり

第二款

小監獄は分房法に従ひ構造すへし非常なる場合即ち囚徒の數に増加するおとあるか又は醫師の命令あるの際に限り雜居室を増築すへし  
大監獄に於て要せし如く小監獄に於ても刑の執行上に於て獨居法を嚴重に行ふおと必用なり試に目今の景勢にては斯る小監獄に禁留せざる囚徒は如何なる者なるやを思考せよ執行と犯罪とに日月を費し身は半白の齡を重ねたる浮浪者あり竊盜犯の爲めに初めて刑法に觸れたるおは主人の物品を盗み告訴されし若年の下婢あり密賣犯の爲めに刑を受ける密賣女あり又争闘の爲めに拘留されたる壯者おは二十五回の竊盜犯の爲めに刑を受ける惡漢あり又出産を秘し告訴せられたる處女等あり尙一層甚しきは警察監獄なり同監獄にして大都會に在り遙かに小監獄の範圍を超越したる時に於ても亦た然とす斯る監獄に於ては各囚徒をして各其の

室と異にせしめ常に格外の注意を用ゆるにあつたれば直に倫理上云ふへかたざるの惡弊と讓すのみならず往々毒殺等を行ふおとあるに至る故に如此小監獄に於ては獨居法を嚴重に執行するを以て常例とし己を得ざるの場合に於ても例外を設くへし雜居室は之に反して只己ひを得ざる場合のみ之を造り常に之を備ふるを要せざるなり

第三款

此等の監獄を建設するに方きては是に類する構成の通常の住家と同様の増壁を設くるを以て足れりおと特別に堅固に構造するを要せず特別に安全なる若干の分房を設くるを必要なりとするときは分房の壁を板にて張るを以て安全なるものとす監舎の外部は決して粧飾を加ふへかたす  
小監獄中其過半は警察上及刑の執行上並に豫審判事に於て必要とする尤も簡易の條件にす尙適合せざるなり故に修繕を加へ若しくは改築して其缺を補はざるべからざる小監獄の數は普國のみに於ても實に數百の多きを見る而して監獄改良上尤も須要なる此事を預期し得べき期限内に實行せんとするに方りては可成的少額の經費を以てし建築及構造は尤も簡潔にし緊要止むを得ざるものを除くの外之を除かざる可とす而して已決監に於けるか如く逃脫を防ぐ爲め増壁と堅固になすを要せず何となれば小監獄の任監人は概して其刑期備々

數週間の上に出でずして通常逃亡をなすの理由をければなり且又該在監人には全く作業を課せざるか又は仮令課するも其作業は甚だ簡易にして増壁を毀壞し得へき器械を囚徒に渡そとなければ安全を保持するか爲め増壁を堅固にするの必要を見ず未決囚にあつても亦脱監して豫審の調査を中止せしめ爲めに利益を受くる者多からず斯く脱監の恐ある者に付ては尙簡若くは數箇の堅固なる分房を設くるを以て足れり即ち其分房の壁を板にて張るときは堅固にして尤も廉直なりとす但し其板壁の間に毒蟲の巢を造るを防かんか爲め之を蓋にて蓋ひ煉石灰を以て塗るへし抑も監獄を建設するに方りては監獄の内外に於て粧飾を加ふ可らざるは勿論にして尙監獄の周囲の土地の狀況に依り然るものとす即ち粗造の家屋のみを有する小市府に於て監獄第一等の建築するときは大に不都合なりとす監舎は其外部に於ては作業場と異にすへかたを斯く簡易にするは之を建築し並に内部を構造するに付て已決囚徒を使用せんが爲め又希望する所なり

(未完)

○政府は猶豫なく監獄則を實行せらる

れんよとを望む

國民の代表者、衆議院は監獄費を依然地方税支辨となせり政府は地方の負擔を輕うせんとしたるも衆議院は之を拒みたり從來政府は地方人民の負擔過重なることを氣遣ひ監獄則の實行に斟酌せしこと多しからずと聞く然る

に今や衆議院は監獄則を實行すへき費用は地方の負担にて可なりとせり政府たるものは早監獄則の實行を猶豫すへきにあつざるなり監獄改良すへし官吏任命すへし宜しく監獄則實行上の準備は猶豫なく之を爲すへし蓋し今日まで勅令たる監獄則の實行を缺くの嘆あつしめたるは職として地方費の斟酌上に出でざるはなし然るに今や國民の代表者は之を國庫支辨と爲すおとを否決したり此上は地方負担上の斟酌の爲に勅令を實行せざるか如きことあるへかたす若し萬一にも之れあつんか是れ却て政府の罪と云はざるを得ず政府は猶豫なく監獄則を實行して可なり否實に之を實行するの責務あるなり

○刑事被告人の分房

刑事被告人には懲罰法なきを以て大に其檢束に苦しむと聞く右檢束に苦むか如き被告人は宜しく一房に一人を拘禁し以て其懲罰に代へんことを希望す

○府縣監獄費國庫支辨論は政治問題にあらす

府縣監獄費監獄建築修繕費は元と國庫の支辨たるべきものにして且つ其費用は何れより出せも人用だけの費用を要するものなり要するに裁判所の費用同様のものなれば之れか支辨方の問題は決して政治問題、黨派問題にあらす然るに今日の勢殆んぞ黨派問題の如くになされたるは監獄費の爲め監獄改良の爲め甚だ不幸なるおと云はざるを得ず依りては監獄改良家たるものは此問題は決して

政治問題、黨派問題にあつるを世に明かにせよるゝに務められんことを希望す

○刑法學者の監獄改良に冷淡なるを怪しむ

刑法學者は概して監獄のみに冷淡なり然るに刑法なるもの、社會に現はす實益は何に依りて収め得らるゝかと云ふに殆んど全く監獄に依らざるを得ず而して刑法學者なるものは刑法改正の際等に於けるも監獄のみに頗る冷淡なるは實に怪訝に堪えざる次第なり就ては將來監獄改良上最も結合の道を講すべきは此刑法學者と監獄改良家との結合より緊要なるものは恐らくは之れあらざるべし吾人は切に刑法學者の猛省を請はざるを得ざるなり

○囚人勞作の價值

囚人勞作の價值は目下甚た之を見積るに苦しむ何となれば其工錢も安く其勞働の利用方亦當を得ざるまとなしとせず故に勞は即ち勞すと雖も其勞力の價、勞力の分量と相適はざるか如き憾なきにあらず是れ目下の通弊なるといふ依りては囚徒の勞力と雖も其勞働の價は相當に明亮ならしめんと希望の至りに堪えざるなり

批評

第五 泰西監獄問答錄(承前)

寄書

又獨逸國伯林の監獄假規則中、看守長を三等に分ち各々其職務を區分して細かに之を規定するが如き。無根の情苦を申出づるものを罰するが如き。監獄評議員中に教誨師及獄醫を加ふるが如き。監獄に囚徒を移送する時間、定め囚徒を獄舎に返送するは午前六時より午後七時の間に之を爲すべしと規定したるが如き。懲罰二種以上を併科するを規定したるが如き。禁獄囚の外役は承諾を要するを規定したるが如き。工業賦課の條に其者の性質と是れまての職業且つ放免後生業となる工業に就かしむべしと規定したるか如き有益の規定にあらざるはなし

(未完)

○罪因果して感化し能はざる乎

罪因果して感化し能ふ乎、將又感化し能はざる乎は古往近來の一大問題にして、身自ら司獄官となり、教誨師となりて、朝雲暮景彼等と交接しなから疑獄の裡にあるは吾人か居常遺憾とする所なれば茲に余か懷抱する卑見を陳し大方諸君の高示を請はんと欲す、  
吾人か確信を約言すれば如何なる罪囚も改良し得可く感

北海道空知 留岡 幸助

化し能ふへしと云ふにあり、此れ吾人か立脚の大磐石なり、語を換へて云へば凶惡無頼の罪囚も適當なる方法及作因あるに於ては誘導感化し得へしと信するなり、抑も犯罪なるものは犯罪者自身の身心に於る缺乏より來るものなり、渴しても盜泉の水を飲まず熱しても惡樹の蔭に宿らざるは男子にして初て爲すを得へし、万人を通して望むも到底得可ざるなり、小人窮すれば戻行し、詐欺し、竊盜し、甚しきは強奪し殺戮するは吾人か眼前看る所の事實なり、細かに犯罪の生ざる所以の理を分拆せば一部分は犯罪者自身の罪にして其一部は國家も其責に任せざる可らず、蓋し犯罪者の増加は其重因主として家庭教育の缺乏、國家か教育宗教の普及と怠りしとの罪に坐せざる可らず、依是觀之、罪惡なるものは人の造りなしたる結果なれば之を鎮壓し減少せんにも又適當の方法と作因あるや疑なし、雖然、或論者は言はん犯罪者にも種々ありて一時の出來心より犯罪する者あり止を得ずして犯罪する者あり、此種の罪人は、誘導感化難かずと雖、職業的罪惡、遺傳的罪惡に至つては如何なる良法も恐くは得て感化し能はざらんと、論者の說一理あるに似たれども此れ一を知て未だ二を知らざるものなり、余輩固より此種の罪人は誘導感化極めて困難なるべきは論者と同見なりと雖、感化し能はずと言ふに至つては頗る論あり、抑も罪犯なるものは一朝一夕の故にあらず其來るや遠く且つ深しと謂ふへし、人の性や元と善なり誰か初よ

り好みて罪惡をなす者あらずや、彼れか本善の性遂に凶惡に化するまでは種々の理由と歲月とを經過せざる可らず、家庭に於て両親を喪ひ、寄る邊なき身となりて諸國に流浪し竟に惡境遇に陥るあり、惡友の誘惑遂に生れ得ざる罪人となるあり、家庭及國家の無教育は遂に人をして凶惡無頼ならしむるあり、如斯、罪囚なるものを研究し來る時は吾人は彼等の罪惡を責罰し憤怒すると共に又一方には涕を以て如斯墮落し來りたる所以を察して深く憐まざる可らず、感染の病には藥餌あり治術あり以て癒すを得へし、罪惡なるものは心の疾病なり感染したる疾病争か癒し得ざるの理あらんや、以是、論者か職業的罪惡、遺傳的罪惡は得て癒す能はずと謂ふに至つては偏見と謂はざる可らず、人は己の心狀如何によりて他人を善にも視、又惡にも視るものなれば有罪者を看るに於ても又如斯し、於是乎罪囚は改良し能ふへし、否改良し能ふ可らずと云ふなり、吾人の眼睛を以て看る時は兩論者何れも誤まれり、元來真理は楯の両面より看ざる可らず、前兩論者は其に楯の一面のみを見たる見解を以てせり、請ふ論者其相反せる半面を見よ思半はに過ぐるまどあらん、罪囚感化の至難なるを視て諒つて罪囚は改良す可らずと云ふを忽ち妄見として尤むべきにあらず、此弊定中幾分の理あればなり、罪囚は改良し得ざるへしと云ふも又其教化の奏功したるを見て云へるの論なり、罪囚改良せらるへしと信する論者も頑強得て化し難きの罪者を見



は時として罪者は化す可らずと言ふか如き失望の言なき能はざる可し、然れども罪囚は改良せらるへしとの断定は此れ正當の断定にして又事實に適したる論なり、以是、吾人は罪囚改良し能ふへしとの論者に同意を表するなり

元來罪惡なるものは一朝にして成りたるものにあらざる時を要せしものなり、故に時を要して成りたる罪惡は亦時を要して改良せざる可らず、吾人素より罪囚改良の至難事業なるを知らざるにあらざる、然れども罪囚は改良し能はずと云ふと其改良は困難なりと云ふとの間に天淵の差ありと信す、世の論者罪囚は感化し能はずと断定するもの多きは恐くは皆此の點を混同したるなごん浩歎すべきまじならずや、世の論者請ふ茲に鑑みる所あり

元來感化主義なるものは信仰に属して初て力あるものなり、信仰なくは感化主義は奏功し能はずと言ふも不可なるへし、司獄官、教誨師たる者か此罪囚は改良感化し得へしと信して戒護し教誨すると、其改良感化は爲す能はずと信して戒護し教誨すると、其結果の差果して如何そや、罪囚自身に滿々たる希望の必要なる如く司獄官、教誨師たる者に於ても罪囚は改良し得へしとの確信及希望は要件中の要件と謂はざる可らず、是即ち感化主義に信仰の必要なる所以なり、之なくんば大海を渡る船舶に舵なく羅針盤なきと一般何を以て乎彼岸に達するを得ん

九説

新學の泰斗ワインス氏曰く「疑獄は失敗に先ち確信は成効の保險なり、不信は道義の勢力を薄弱ならしむる第一の原因にして確信は道義の勢力を盛ならしむる第一原因なり經に云へる汝の信仰の如く汝に成るへしとの語は如何なる事業に於ても大切なるは論なしと雖、殊に身を罪囚改良に投する吾人に於ては心意改造上、道念修養上に於て一大主義と謂はざる可らず」と至言ならずや、博士ラッス氏も又其有名なる演說中罪囚は感化し得へしとを論したり千七百八十七年米國ニクソルシーベンヤミンフランクリン氏の家に開設したる監獄會議に於て博士ラッス氏の陳述したる語は一世紀の後尙能く監獄改良上に光輝を放つものなり其説に曰く「規尼涅の間歇熱を醫するの効能あるよりも罪心改良の實効あるとは毫も疑はなる所なり嘗一以て吾人か困難とする所は如何なる法を以て之を醫すへし乎にある而已」と是即ち罪囚改良に於るラッス氏の確信なり、此確信なくして罪囚改良を望み、罪惡鎮壓を希ふ、駱駝か針の隙を通るより尙難かる可し、司獄官、教誨師たる者は此の確信の磐石に立つへし、確信は難きに克ち、忍耐の精神を起さしむ、確信なき司獄官争てか至難の罪囚改良を爲し得んや、吾人此の確信に立つの日や久し矣、頃日北米合衆國マツセツツ監獄より發刊せらるる週刊新聞「アツター、ペーホル」に掲載せる同監獄沿革史は吾人此業に投身するもの、爲に願

る有益の報告なれば其梗概は摘譯して吾人か論據を強めん

マツセツツ監獄は一千八百八十四年十二月八日（即ち今を去る七年前明治十七年）の布達によりて開獄せられ陸軍大佐タフト氏は獄長に任せられ、當時罪囚を拘禁すると百十五人、頗る不整頓の監獄なりしか幾もなくして罪囚額に増加し遂に六百三十人となり、囚員の増加は整理上困難を生じ百事混雜なりしか、幾多の艱難と誘惑に克ち七年の後遂に出獄人中百人に就き七十五人は正業に勉焉するの好結果を得たり、此れ即ち該監獄か精密なる統計表より吾人に報する本年一月の報告なり、斯る良結果は如何なる處より生ぜし乎と言へば素より獄長タフト氏の盡力諸員の勉勵によるや明なりと雖、其方法及作因を問へば同新聞は左の四ヶ條を吾人に報告す、

第一 千八百八十六年六月二十四日の布達を以て初めたる不定期刑の實行

第二 作業、其宜しきを得たると、作業は罪囚改良上非常の便益あるものにて、苟も人たる者道徳上の健全を得んとなれば怠慢に日を過す可らず、人の種類の如何なるを問はず情漢は得て感化し難きものなり、作業は一部分懲惡の分子を含み、一部分道徳的分子を含むものなり、以是、罪囚には殊更此種の科程と授職なくんははる可からず、

第三 「マーク」法「マーク」なるものは罪囚か日々の勉

勵によりて附加するものなれば獄則上尤も有効なるものなり

第四 授職學校の設立、罪囚は多く無職無藝にして一定の職業なきより遂に生活に苦み心なからず有罪者となるなり

斯る方法は遂に罪囚をして出獄の後正業に就かしめ社會有用の良民とならしめたり、マツセツツ監獄は其創業より年々闕する僅に七星霜其方法及作因も又完全無缺と謂ふ可らず然るに百中七十五の出獄正業者を得たるは偉大の結果と謂はざる可らず、

嗚呼罪囚改良果して望みなき乎、監獄事業果して當り難き乎、世の反對論者請ふ一顧せよ、

○在監人の懲罰に關する答議を

讀む 田村英 吉郎

監獄則施行細則第百一條第二項に疑義あり之を買して本誌第四十七號の紙上に於て青嶺子如夢居士兩君の高論と得たり予欣躍之を熟讀するに豈圖んん疑團倍々加はれり因て茲に再び教へを受けんとす

元來予は予か提起せる甲乙兩論中其乙説を可とするものなり然るに居士は甲説を正しとし附するに左の理由を以てせり曰く數罪俱發の處分を監獄則に規定せざりしは想ふに刑法第五條（雜誌には第十五條とあれども誤植なごん）第二項に若し他の法律規則に於て別に總則を掲げざるものは此刑法の總則に従ふとの明文あるを以て同法數

罪俱發の例を以て處分す可しとの意にて之を省きたるな  
 さんど蓋し居士は刑法第五條第二項は單に他の法律規則  
 云々の數文字にのみ着眼し同條の法意を玩味せずして斯  
 かる臆斷を下されたるなぶんか抑も他の法律規則とは刑  
 法第五條第一項此刑法に正條なくして他の法律規則に刑  
 名あるものは各其法律規則に従ふとの法文より引衍し其  
 (即ち刑名ある法律規則)法律規則にして總則なき時は刑  
 法の總則に従ふ可きを規定したるものにして刑の制裁な  
 き監獄則には毫も關係する所なし極言せば監獄則の懲罰  
 は獄内取締の戒具に過ぎずして刑罰にあらずされは刑法の  
 分子を混同し其總則を適用す可からざる事三尺の童子も  
 疑はざる所なり又居士は刑法の總則は普通法なるを以て  
 例外の場合に宜しく之れか反對の規定を爲さざる可から  
 ざるに反て同一の法文を細則に掲けたるは刑法の數罪俱  
 發と同一の處分を爲す事明白々にして細則に此法文あ  
 る時は或は併科主義を採るものなきを保せず一言細則を  
 以て注意したるに過ぎずといふ噫々何と誤れるの甚しき  
 や堂々たる大日本帝國の法令にして假令重復注意せる事  
 あるも豈他に文字なからんや苟も法律問題に喙を容れん  
 どするもの、愧て口にす可き言にあらず是れ即ち刑法と  
 別義なるを以て細則に正條を掲げ俱發の場合を特書し包  
 含主義の一部を採用せられたる所以なり又數罪俱發の時  
 を異にする時は每犯之れを罰す可しとせば一の重きに從  
 ふ精神に反すと論斷せざるも其同時發覺せざるもの迄

も猶ほ俱に發覺せしものと同視し一の重きに從ひ處分す  
 るを却て俱發の法文に背くものなれ  
 青藜子は甲乙兩論を折衷し看守の取糺と分界とし俱發と  
 特發との區分を爲す可しとて詳細甲説の不當無理なるを  
 解かれたり然れども今一步を進むる時は亦以て承服し難  
 きものあり子の甲説を否とせざるは看守犯人を取糺  
 して看守長に報告し看守長より典獄に致し典獄之れを處  
 分するに幾多の時間を要し此間犯則數々なるも一の重  
 きに從ひ處分する時は之れを奇貨とし故に前犯より輕  
 き犯則續發し秩序安寧を保つ能はざるに至ると云ふに基  
 けり夫れ然り然れども犯則あるに當り看守直に之れを取  
 糺すは現狀撞見の場合等にして其他多くは多少の時間を  
 要す何となれば囚徒の犯則は看護者の透を窺ひ巧に發覺  
 を避くる事常なればなり已に多少の間隙あり犯則續發の  
 點に於ては子か甲説を否とせざる理由と五十歩百歩にして  
 未だ全く弊害を除くに足らず子は又云ふ乙説の如く一事  
 件毎に之れを懲罰せば俱發の時は法意に悖ると之れ乙説  
 を誤解せるものなり乙説と雖も法に違ひ俱發も尙ほ併科  
 す可しと云ふにあらず當刑法の俱發例に準せず乃ち同法  
 第二百二條刑罰通算の如き例規を引用する事なく細則第百  
 一條第二項を狹義に解し同時發覺のものは勿論一の重き  
 に從ひ其他時を異にするものは箇々處罰すべしと云ふに  
 あり故に數犯同時に發生するも發覺同時ならざる時は斷  
 じて併科す可きものとす

以上所論の如く到底甲論の學理並に實際に合はざる事多  
 辨を要せずして明なり青藜子已に甲論の非理なるを認む  
 今亦折衷論の効なきを知る必ずや乙説に同意せられん居  
 士少しく思考を費やす事あらば庶幾は得る所あらん爾君  
 果して首肯するや否や

給與工錢論

福澤勇太郎

刑法第二十五條に曰く定役に服する囚人の工錢は監獄則  
 に從ひ其幾分を囚人に給與す云々とて作業より生ずる  
 工錢の處分方法を定め定役囚に工錢の幾分を監獄則に従  
 て請求するの權利を與へられたり本條を定役の性質如何  
 を解せざる者の眼より觀察するときは定役囚無定役囚を  
 問はず苟も監獄則に依て作業に従事する者は等しく本條  
 に依て工錢の幾分を請求するの權を得可しか如しと雖本  
 條は斯る廣濶なる意義を有するものにあらずして單に刑  
 法により作業に従事する囚人に限るの規定なれば彼の監獄  
 則により作業に従事するを得たる者の如きは本條により  
 工錢の請求權を得ざるや言を諒たす故に定役囚以外の囚  
 人にして作業する者の工錢は之を給與するも果た又給與  
 せざるも自由に監獄則を以て是を定むるを得可しと雖  
 定役囚に關しては本條の存する間は監獄則を以て定役囚  
 の工錢取得權を剝奪せるを得ざるなり夫此の如く定役囚  
 に就ては工錢の幾分を與ふるの權を刑法にて與へたるを  
 以て其給與方法は如何なる制限を附するを問はず必ずや  
 是を與へざる可からず即ち我刑法は其方法を監獄則に一

任せられたり故に工錢を給與するには假令日々是を與へ  
 ずども放免の際に於て若くは月末に於て或は是に種々の  
 條件を附して與ふるも一に監獄則の權内に存するものと  
 す然らば我監獄則は是を與ふる方法を如何に規定せしや  
 乎今其規定する所を見るに曰く(第二十二條)定役に服す  
 へき囚人一百日を経れば始めて各自の工錢を科定し之を  
 十分して重罪囚には其二分輕罪囚には其四分を與へ餘分  
 は監獄の費用に供すと之を刑法に比すれば較々精細に涉  
 りたるか如きも只罪質の別に依り其給與の金額を一定し  
 たるのみにして何れの時に是を與ふるか日々之の料程を終  
 了したるの時に於てするか若くは細則第五十二條により  
 毎月の首に於て總計金額を本人に示すの時始て其所有權  
 を移轉せしむるか果た又刑期滿限の後に於てするか實に  
 吾人をして五里霧中に彷徨するの感なきを得ざらしむ  
 或は曰く領置工錢は未だ之を作業者に交附せざるべきは  
 凡へて監督の所有權に屬するものとす故に其領置若しく  
 は押送中或事故により消滅又は減少するも監督は之を賤  
 償するの義務なきは勿論監督に於て或は都合により之を  
 交附せざる作業者も之に向て請求をなすの權を有せざる  
 ものとす云々と  
 此論や一見理に適るか如きも苟かに囚人の工錢取得權  
 の由来を尋ね又我監獄則の精神に質すに未だ皮想の見た  
 るを免れず請ふ今其誤謬を正さん  
 抑も我監獄則に散見せる領置工錢なるものは果して何人

の所有物なるか曰く是れ作業者に與ふ可き官署の金額なり故に未だ是を囚人に交附せざる間に我監獄則に所謂領置工錢の所有權は作業者に移轉せざると論を俟たず從て該工錢は假令減少或は紛失するも囚人も官署に向て其現物を要求するの權なきは理論上前論者の斷定するか如くなるへしと雖爲に刑法第二十五條より發生したる給與工錢請求權を喪失するものなりと論するは附會も又甚しと云はざるを得ず領置工錢を不代替物なりとし其所有權は日々の料程を終りたるに己に作業者に移轉したるものなりとせば夫れ或は其失ひたる現物を官署に於て下附すると能はざる可しと雖領置工錢は不代替物にあらずして代替物なり囚人の所有物にあらずして官署の所有物なり果して然らば官署に於て消滅或は減少するも他の金員を以て是に代用するに何の不都合か是れあつん今他例を以て之を詳解せん諸君は一日壹圓の約束を以て甲者をして役し諸君の所有金中の一圓を以て其雇賃に滿つるとに決定したりと假定せよ諸君は若し其豫定金額事故ありて消滅したるときに爲めに其與へんとしたる思想は消滅するのみならず其雇人の賃錢請求權も消滅するものとなすか囚人の官署に對する關係も固より主僕の關係を以て論ずるを得ずと雖其法律により與へられたる工錢の請求權は毫も吾人か約束により得たる權利に異ならず否な却て強固きりと云はざるを得ず故に諸君は予と同じく前條雇人の權利の消滅せざるか如く囚人の請求權も消滅するもの

にあらずといふや疑なし是を要するに領置工錢と囚人の請求權とは何等の關係なきものなり然らば囚人も如何なる關係により官署に向て給與工錢を請求するを得るかといふに囚人と官署との間には民法上の關係存す即ち此場合に於ては官署は囚人に對する債務者にして囚人は是に對する債權者なり故に若し囚人は正當の手續に依り給與工錢の下附を請求するに官署に於て之を下附せざるときは囚人は無論法律の救済に依て其下附を求むるを得可し論者或は曰はむ此の如く囚人に只債權の存するのみならずは毎月の首に其總計金額を示すの必要なきにあらずと此言實に然り然りと雖此手續の存するは領置工錢は囚人の所有物なる故是を示すにあらずして只其債權の存する所を示し以て囚人の作業を獎勵するの便宜手段のみ故に是か爲め其領置工錢上は何等の權義をも生ずるものにあらずなるなり

夫れ斯の如く囚人は毎日料程を終ると共に官署に對して債權を取得するものにして此債權や又一の財産權なり已に財産權なる以上は囚人の身上の變更に依て稍長を來すものにあらず故に囚人にして六十三條の要件を具備せば給與工錢を得るの債權生ずる當日すら尙は其工錢の下附を請求して食物を購ふとを得可く又囚人刑期未滿にして死亡或は逃走等をなすも民法上其遺産を取得する權利ある者之を請求するを得るや明白と又一点の疑なし是を要するに囚人は其作業より生ずる工錢は勿論領置工

錢に就ても何等の關係なきを以て其現物上には素より所有權存在せよと雖官署に對しては債權日と發生するものなれば假令如何なる事情出來するも其債權即ち給與工錢を要求するの權は決して消滅せざるものにして工錢所有權の移轉は現物交附の時に存するものとす是實に現行監獄則の定役因給與工錢に關する予の見解なり是より論歩を更へ給與工錢に關する効果に就て研究する所あらん而して是を研究せんには前述解釋上の所論の如く單に定役因に限らず廣く作業者の給與工錢の効果に就て論述す可し (未完)

通信

三池集治監并九州沖繩各縣獄事會

同會の議事録を得たれば左に掲ぐ

三池集治監并九州沖繩各縣獄事會議事録

明治廿五年五月二十日午前十時開會本會に列席せし典獄并監獄書記看守長は左の如くにして警保局員内務屬具木喬も臨席せり

- 長崎縣典獄 松本美凱
- 熊本縣典獄 小池浩輔
- 宮崎縣典獄 河俣政幹
- 沖繩縣典獄 奥川恭安
- 大分縣典獄 矢部太一郎

三ヶ尻忠吾 岩崎市太郎 松隈健二 帖佐宗弟 古賀春住 富田通聰 窪田直之丞 佐藤元次郎 佛藏

三池集治監典獄代 看守長兼書記 福岡縣典獄代監獄書記 佐賀縣典獄代監獄書記 鹿兒島縣典獄代監獄書記

熊本縣監獄書記 宮崎縣看守長 沖繩縣看守長 大分縣監獄書記兼看守長 大分縣監獄書記 岡 佛藏

各若席本會の會頭并に開會時限を評議決定する左の如し  
 一 自今會頭は開會地の典獄を以て之に充つると  
 一 議事は午前八時に始まり午後七時は終はると  
 右の決定に依り大分縣典獄矢部太一郎會頭の席に就き議事を始む

此日午前岩崎大分縣知事並關全書記官臨場岩崎知事は一場の演説をなせり其大意左の如し  
 諸君今度獄事打合の爲め遠路來縣せられしは予か満足に堪へざる所なり  
 抑も獄事の改良は各縣彼是相比較し長短相補ひ其統一を謀るは目下の急務なりと近年監獄事業は長足の進歩を爲し改良の緒に就き社會の注意を惹起するに至れり然り而して斯事業は國家的行政及地方行政と相待て其用を爲すのみならず條約改正上にも至大の關係を有し決して忽諾に附すへかざるものなれば苟も此局に

當りては致々改良に従事し益々其進歩を計るべきは固より論なく殊に監獄費國庫支辨の曉に至ては一層改良の効を奏せしむるを期して待つべきなり此支辨の法案は既に貴族院を通過せしむる不幸にして停會を命ぜられたり爾後引續き開會せらるべきや或は又解散せらるべきや固より期すべきにあらず然るに本案は地價修正問題に牽連するか故に衆議院の議事に於て困難の事情なきにあらざるへし然れ共此程上京中聞得たる所及び予か想像にては此問題は已に朝野の間に其勢力を占め居るの頗あれば先づ七分通りは通過するならん歟果して然らば斯事業即行刑制度の改良上賀すべきの至あり我縣監獄の如き營造其他の諸事不充なければ諸君の参考となるべき廉なるへしと雖も欠点のとは腹藏なく典獄に忠告せられんとを望む事情の許を限りは改良に躊躇せざるへし一言以て諸君に告げ併て來縣の勞を謝す各縣の提出に係る議案並に問合事項等頗る多く僅々の日子之を譲りし能はざるの恐あるに付土曜日曜の休暇を廢し毎日豫定の如く議事を開き茲に同月廿四日を以て結了せり其決議議事項等は左の如し (未完)

○英國ホツルド協會年報寄贈

同協會年報(千八百九十一年十月出版)二部、同協會より大日本監獄協會庶務委員佐野向氏へ宛て今回寄贈せられたり右は是迄互に通信せし事もなかりしか初めて寄贈せられたるものなり書中有益の事項と認むるものは時々本誌上に譯載すへし

○獄務會議

福岡縣監獄署に於ては去る四月廿日より各支署長を招集して獄事會を開き同廿六日閉會せり岐阜縣監獄署に於ては去る五月十日より各支署長を招集し治獄上改良の件を討議し同十四日閉會せり三重縣監獄署に於ては去る五月十二日各監獄支署長並に桑名外役所監獄書記を召集し獄務會議を開き同十五日議事決了閉會せり宮崎縣監獄署に於ては去る五月六日各監獄支署長を招集し看守勤務上、刑事被告人待遇方、囚人行狀視察法、教誨、衛生、其他獄務上緊要の事項數件を討議し同九日閉會せり

○教誨事務會議

三重縣監獄署にては客月十九日各監獄支署擔當教誨師を招集し教誨上緊要の件を議了し同日閉會せり

○看守教習

兵庫縣監獄署に於ては去る五月三十日看守教習所第二回受業生の卒業試験を執行し左の成績を得たり  
看守教習所第二回受業生試験成績表 明治廿五年五月廿日  
本邦刑 本邦監獄 本邦刑看守分 氏名  
法筆記 獄法筆記 法口達達  
優業 100 100 100 100 看守水島助太郎氏  
優業 100 100 100 100 看守水島助太郎氏  
優業 100 100 100 100 看守水島助太郎氏  
優業 100 100 100 100 看守水島助太郎氏  
優業 100 100 100 100 看守水島助太郎氏  
優業 100 100 100 100 看守水島助太郎氏

備考平均点算出方は四捨五入の法に據る  
岡山縣に於ては去る六月廿二、三の両日第五回看守教習所受業生卒業試験を執行し左の諸氏に卒業證書を授與せられたり

山形縣監獄署及各監獄支署在監人種痘成績表

種別	監獄署別	刑事被告人		囚人		別房留置人		携帶乳兒		懲治人		合計	
		善	不	善	不	善	不	善	不	善	不	善	不
山形縣監獄署	72	18	53	73	0	1	2	2	0	2	0	2	0
米澤監獄支署	83	2	81	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0
新庄監獄支署	63	2	61	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
鶴岡監獄支署	15	6	7	9	1	2	0	2	0	2	0	2	0
酒田監獄支署	1	1	5	5	1	1	0	1	0	1	0	1	0
合計	263	28	235	226	2	22	0	22	0	22	0	22	0

○在監人の種痘  
山形縣監獄署に於ては天然痘豫防の爲め一般在監人に種痘を施行し左の成績を得たり  
横田勝三郎君 山田鉄杖君 吉澤關次郎君 根井鑑次郎君 佐藤嘉秀君 石野寅吉君 佐賀縣に於ては去る六月廿五日看守教習所受業生卒業試験を執行し全縣看守井上虎作君に卒業證書を付與せられたり

○佐賀縣知事並に同縣典獄の書狀

佐賀縣教誨師志摩田誠諸氏は止むを得ざる事情ありて今回辭職せられたるに付き同縣知事より本願寺大洲執行長

に宛同氏が職中非常の熱心を以て懇切に教誨し囚徒感化の効少なかりし旨の謝狀を贈り又全縣典獄よりも本願寺第一部長香川傑免氏へ宛て同様の謝狀を贈られたり







本支署名	官獄監	醫獄監	師誨教	守看	履	緝取監女	丁押	師業授	囚犯初	以再	刑奉	人治懲	人留監	乳携	兒帶	本支署名	官獄監	醫獄監	師誨教	守看	履	緝取監女	丁押	師業授	囚犯初	以再	刑奉	人治懲	人留監	乳携	兒帶			
本支署名	1	1	1	9	1	1	4	1	3	1	3	1	1	1	1	萩支署	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
鶴岡支署	1	1	1	3	1	1	1	1	7	1	1	1	1	1	1	和歌山縣監	7	3	1	8	3	4	1	1	1	1	1	1	1	1				
酒田支署	1	1	1	3	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	田邊支署	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
新庄支署	1	1	1	3	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	獄	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
福井縣監獄	6	?	?	26	1	1	1	1	9	1	1	1	1	1	1	九龜支署	8	3	2	9	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
小濱支署	2	?	?	9	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	愛媛縣監獄	2	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
石川縣監獄	8	?	?	3	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	宇和島支署	8	3	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
小松支署	8	?	?	3	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	西條支署	1	1	1	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
七尾支署	4	?	?	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	高知縣監獄	2	?	?	7	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
富山縣監獄	9	?	?	5	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	中村支署	1	?	?	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
鳥取縣監獄	7	?	?	2	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	大分縣監獄	8	3	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
米子支署	2	?	?	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	中津支署	2	2	1	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
島根縣監獄	8	?	?	2	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	竹田支署	2	2	1	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
濱田支署	2	?	?	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	許築支署	1	1	1	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
西郷支署	2	?	?	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	豆田支署	1	1	1	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
岡山縣監獄	2	?	?	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	佐伯支署	1	1	1	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
全指置監	2	?	?	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	佐賀縣監獄	1	1	1	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
津山支署	2	?	?	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	唐津支署	1	1	1	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
玉島支署	2	?	?	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	沖繩縣監獄	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高梁支署	2	?	?	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	東宮集治監	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山口縣監獄	3	?	?	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	三池集治監	9	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
赤間關支	2	?	?	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1																			
岩國支署	2	?	?	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1																			

(未完)



○取消し 本年六月廿日發兌監獄雜誌第四十九号獄事彙報中に「看守囚人を斬る」と題する一項掲載有之候處森看守か囚人を斬りたるは囚人か肥糞を以て官服を汚したるに依るに非ず其事實は左の如くなれば此の全文を掲げ次に於て正誤あるへし

本年五月九日小松監獄支署詰看守森正春は受持囚人貳拾壹名を看守し所屬農業地に於て肥料運搬に使役せしか囚人中島村信次郎なる者出役以來役業を怠り指定せざる場所肥料を投し又は命令に背き輕き荷を負はんとする等放縱を極むるに依り屢々督責するも毫も服従せざるのみならず次第に増長して同四時頃に至りては看守に對し侮辱罵詈を極め果は公然執役を拒むに至り他囚は之れに乗じて逃走暴行等を爲さんとぞるの恐れあるに依り之れを看守長の詰所に引致せんとするに當り之れを拒むのみならず同受持内の囚人に喋し合すの素振を爲すと同時に肥料壺にある所の糞を双手に掴み看守の面部に投げ付尙傍に据置きある稻懸木(長サ八尺餘太サ六寸)を取つて掛り勢ひ難捨置不得止振劍して其頭部及右の首を切付けたるに彼れは持居りたる稻懸木を取落し其場に倒れたるも尙暴行を止めず溜糞や泥砂を投げ懸居りたりしも直に其場に於て取押へたり

石川縣監獄署

### 廣告

## ●緊急廣告●

在文科大學 神谷四郎譯

## ○出獄人保護指針

全壹冊紙數四十頁

豫約の申込五百部に滿つれば直ちに刊行す定價金五拾錢豫約價金貳拾五錢

目錄概略、緒言、サレー出獄人保護會社の處務方法、

出獄人保護に關する獄内の揭示、保護の方法、点銀の管理、囚徒の選擇、事業表調製、會計主幹、重罪囚陸軍囚徒及女出獄人の保護、勸業寄留所、貴女監獄訪問會、女出獄人寄留所、出獄人寄留所及出獄人保護會社一覽表

本書は大日本監獄協會雜誌第二十三號より第四十三號に至る間、附録として數回刊行したるものにて原書は西曆千八百八十八年英國ロンドン府威化寄隱協會の出版に係り編輯者は英國威化寄隱協會庶務委員同國中央出獄人保護會社幹事マヂン氏にして出獄人保護の事業に付きて實験上最も効驗多き方法の要旨を簡明に記述し以て此事業に従事する者の取るべき方向を示し且つ此事業に關する最新の著書なり而して其材料は首として諸出獄人保護會社の事務報告及び久しく此業に従事して經驗に富みたる人々の論說に在り其書は僅々數十頁の一小冊なれども英國出獄人保護事業の粹を集めたるものなれば我國の獄事家たる諸君にして能く之を讀み能く之を消化して實際に施さば其益豈少かるべけんや出獄人保護の事は目下の急務にして且つ困難なる問題なれば今回更に弊書院に於て取纏め一冊として出版致候間續々豫約御申込被下度候

牛込神樂町二丁目廿二番地

明治廿五年七月

臨池書院